

志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画

(改訂版)

平成 30 年 3 月

志 木 地 区 衛 生 組 合

< 目 次 >

第1章 計画の概要	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画目標年次	1
第3節 計画の位置付け	2
第4節 本組合及び構成市の事務範囲	3
第2章 地域の概要	4
第1節 自然環境の特性	4
第2節 社会的環境の特性	6
第3節 構成市における将来計画	12
第3章 ごみ処理の現況	13
第1節 ごみの収集・運搬	13
第2節 ごみ処理体制	17
第3節 ごみ処理の施策展開の状況	21
第4節 ごみの減量化・再資源化	23
第5節 ごみ処理実績	26
第6節 課題の抽出	33
第4章 ごみ処理量の予測	35
第1節 将来予測の概要	35
第2節 将来人口	35
第3節 現状のまま推移した場合の将来ごみ処理量	36

第5章 ごみ処理基本計画	37
第1節 基本理念	37
第2節 基本方針	37
第3節 数値目標	38
第4節 数値目標を達成した場合の将来ごみ処理量	39
第5節 排出抑制及び資源化に関する計画	39
第6節 ごみの搬入に関する計画	41
第7節 中間処理計画	42
第8節 最終処分計画	45
第9節 その他の計画	45
第6章 計画の進行管理	46
第1節 施策推進体制の整備	46
第2節 計画の検証	47

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

国では、循環型社会の形成に向け、循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物処理法、資源有効利用促進法、小型家電リサイクル法や容器包装リサイクル法等の各種リサイクル法を整備してきました。循環型社会形成推進基本法では、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用、③適正な処分が確保されることにより、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」を実現することとしています。

また、廃棄物処理施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストを低減することを通じ、施設の効率的な更新整備及び保全管理を充実する「ストックマネジメント」の導入を推進しており、ごみ焼却施設及びし尿処理施設・汚泥再生処理センターを対象に、「廃棄物処理施設長寿命化総合計画作成の手引き」を取りまとめています。

埼玉県では、埼玉県における今後の廃棄物行政の指針として、安心・安全の確保を最優先として循環型社会の形成に向けた施策を、総合的かつ計画的に推進するため、平成28年度～32年度を計画期間とする「第8次埼玉県廃棄物処理基本計画」を平成28年3月に策定しました。

志木地区衛生組合（以下「本組合」という。）では、平成23年度に一般廃棄物処理基本計画を全面的に見直し、環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けた各種取り組みを、志木市、新座市及び富士見市（以下「構成市」という。）と連携しながら推進してきました。

現在、計画策定から5年が経過し、構成市における人口の増加や大型商業施設の開業など、計画策定当時と諸条件が大きく変化していることから、今回、一般廃棄物処理基本計画（以下「本計画」という。）を改訂することとしました。なお、本計画において、併せて本組合が所有するごみ焼却施設の老朽化対策を中心に、新たにごみ処理施設の整備方針を取りまとめています。

第2節 計画目標年次

本計画の計画期間は、平成29年度（2017年度）を初年度とし、平成38年度（2026年度）を目標年度とした10年間とします。

第3節 計画の位置付け

本計画は、環境基本法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物処理法及び各種リサイクル法等に基づき、また埼玉県廃棄物処理計画や、構成市の一般廃棄物処理基本計画等と整合を図り、策定します。

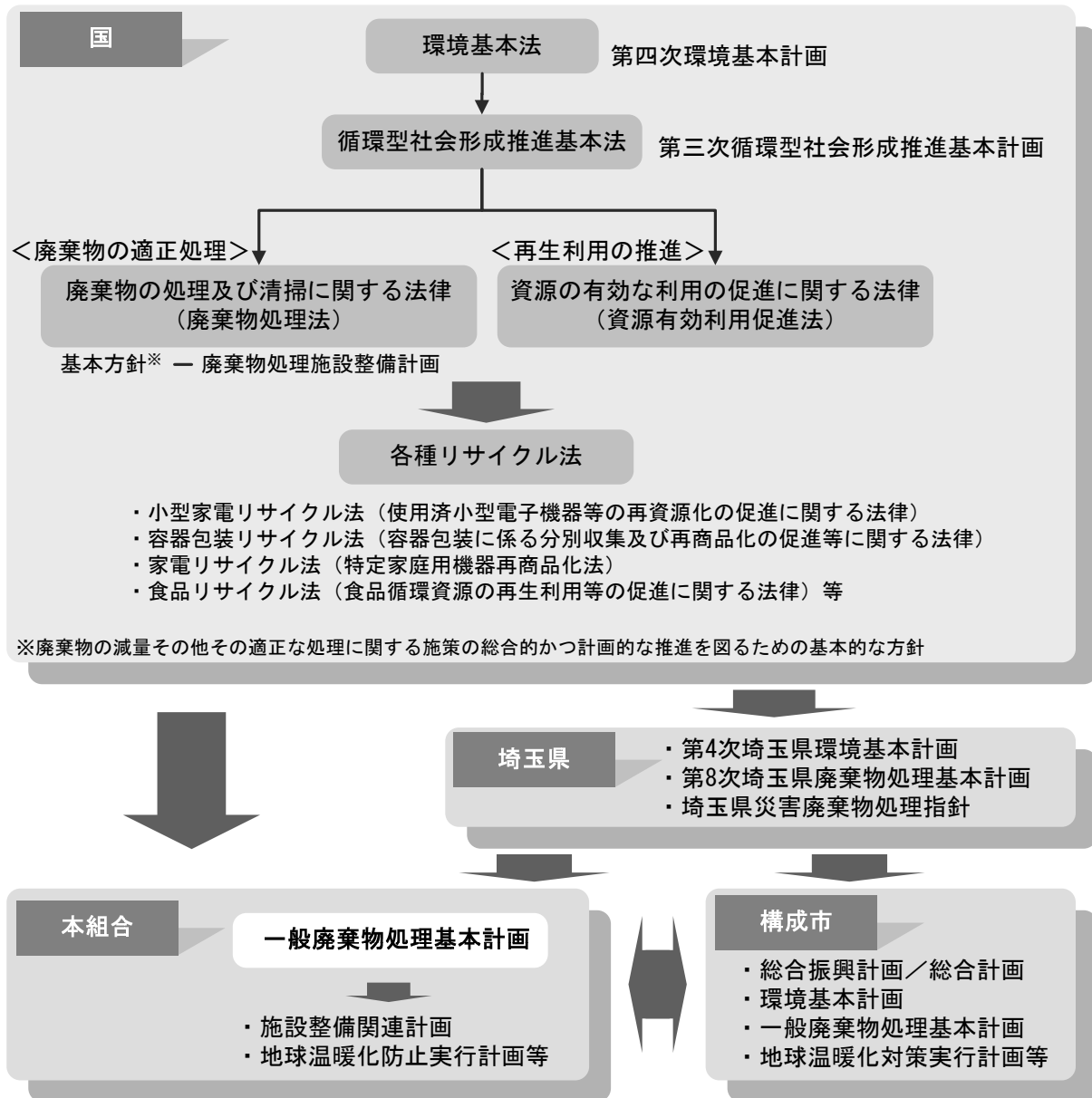


図 1-1 本計画の位置付け

第4節 本組合及び構成市の事務範囲

本組合は、志木市、新座市及び富士見市におけるごみ等に関する事業を共同処理することを目的に、昭和 39 年 6 月に設立しました。

本組合では、本計画や施設整備関連計画策定等のごみ処理広域化に関する計画策定、並びにごみの中間処理及び最終処分に関する施策を事務範囲としています。

表 1-1 本組合及び構成市の事務範囲

項目	本組合	構成市
ごみ処理広域化に関する計画策定 (本計画、施設整備関連計画等)	●	
一般廃棄物処理基本計画の策定 (廃棄物処理法第 6 条に規定される計画)		●
ごみ減量化及び資源化に関する施策		●
収集運搬に関する施策		●
中間処理及び最終処分に関する施策 (環境センター等の設置・管理等)	●	

第2章 地域の概要

第1節 自然環境の特性

1. 地理的及び地形的特性

構成市では、埼玉県南東部に位置し、東京の近郊であり、県庁所在地まで近い立地条件から、昭和40年頃から住宅地として開発され、鉄道や道路の整備と相まって人口が急増しました。その一方で、構成市には、自然や田園風景も多く残されており、昔ながらの「武蔵野」の面影を感じることができる地域となっています。

表 2-1 構成市の位置等

項目	志木市	新座市	富士見市
位置 (市役所)	志木市中宗岡 1-1-1 ・北緯：35度50分00秒 ・東経：139度35分01秒	新座市野火止 1-1-1 ・北緯：35度47分26秒 ・東経：139度34分06秒	富士見市大字鶴馬 1800-1 ・北緯：35度51分25秒 ・東経：139度32分58秒
面積	9.05 km ²	22.78 km ²	19.77 km ²
広ぼう	・東西 4.73 km	・東西 7.0 km ・南北 8.0 km	・東西 7.0 km ・南北 6.8 km
海拔	2～20 m	7～60 m	4～25 m

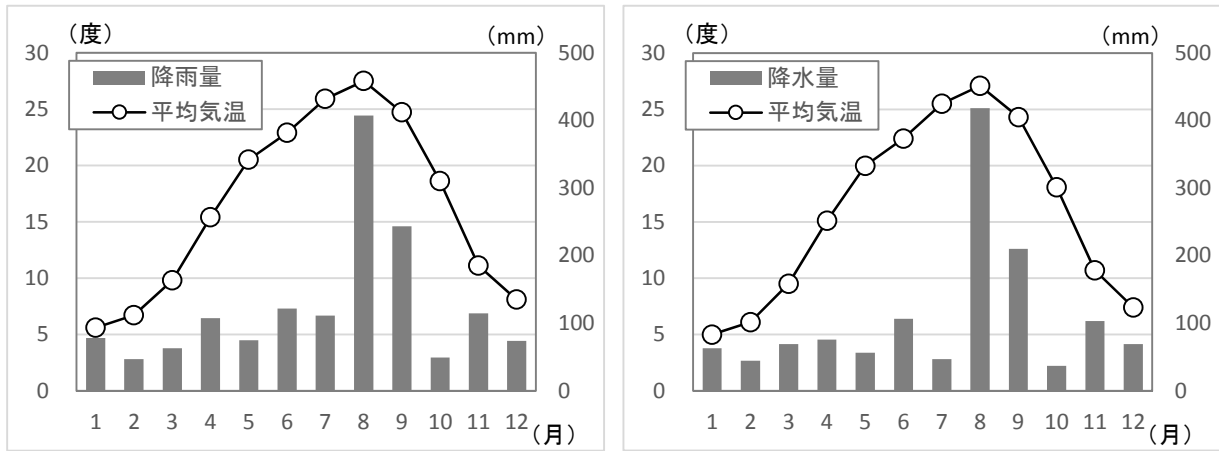
出典：志木市；「統計しき（平成28年版）」、新座市；「統計にいざ（平成28年版）」、
富士見市「統計ふじみ（平成28年版）」



図 2-1 構成市の位置図

2. 気候的特性

本組合の地域では、年平均気温が約 16 度と暮らしやすい穏やかな気候となっています。また、年間降水量は、1,500mm 程度であり、8～9月に多くなっています。



出典：左図；埼玉県南西部消防本部 平成 28 年版消防年報（志木市、新座市）
右図；入間東部消防組合本部 平成 28 年版消防年報（富士見市）

図 2-2 本組合における平均気温及び降水量（平成 28 年）

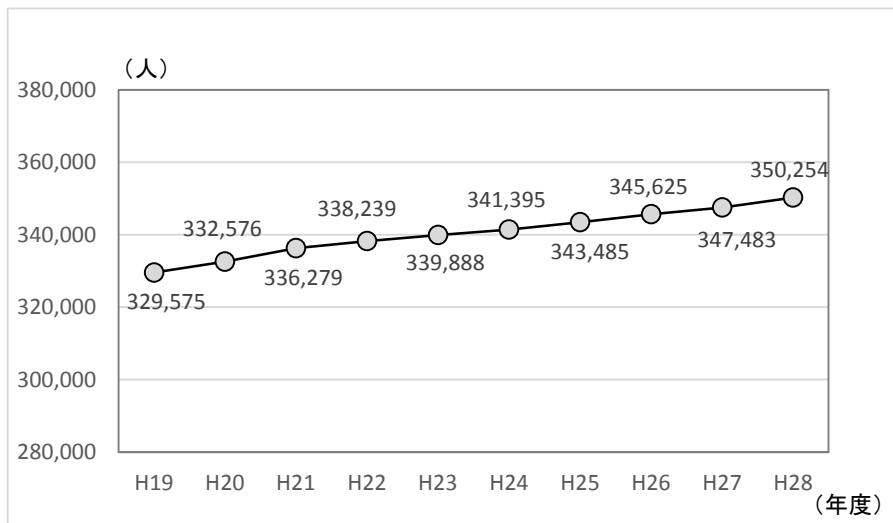
第2節 社会的環境の特性

1. 人口の動向

(1) 人口及び世帯数

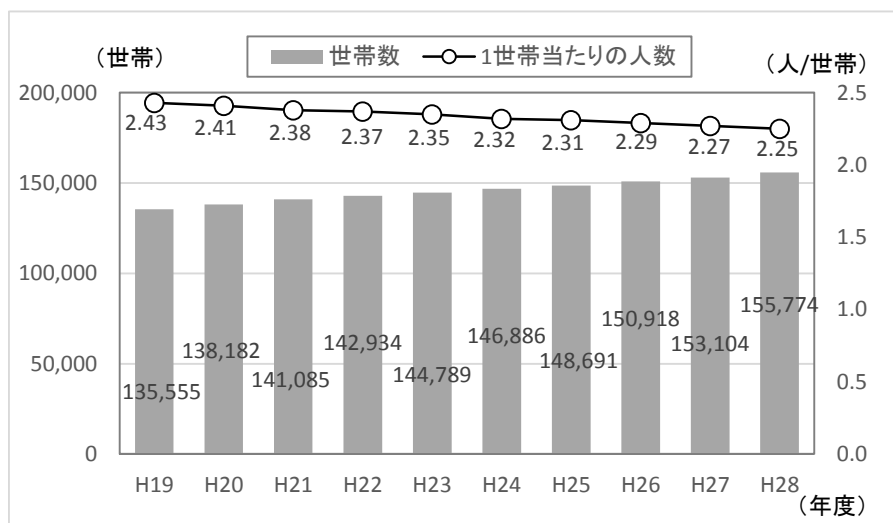
構成市における人口は、平成19年以降増加し、平成28年では350,254人（平成19年比6.3%増）となっています。

また、構成市における世帯数は、平成19年以降増加し、平成28年では155,774世帯（平成19年比14.9%増）となっています。なお、1世帯当たりの人数は、平成28年では2.25人となり、平成19年以降減少しています。



出典：構成市住民基本台帳（各年10月1日現在）

図2-3 人口の推移

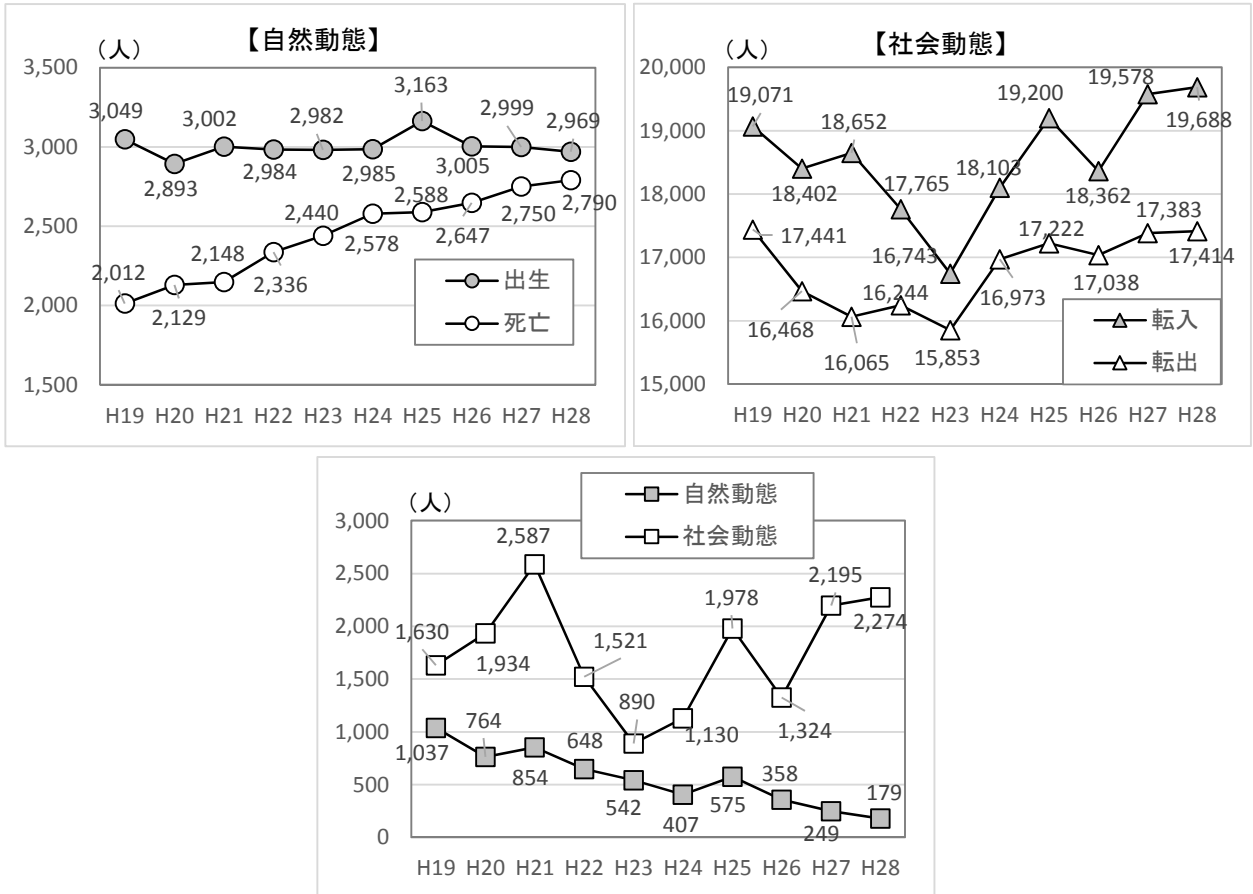


出典：構成市住民基本台帳等（各年10月1日現在）

図2-4 世帯数及び1世帯当たりの人数の推移

(2) 人口動態

構成市において、出生と死亡から表される自然動態は、出生では横ばい、死亡では増加傾向にあり、合計では毎年度増加はしていますが、増加率が減少傾向にあります。また、転入と転出から表される社会動態は、転入及び転出で同じような傾向にあり、増減を繰り返していることから、合計でも増減を繰り返しています。

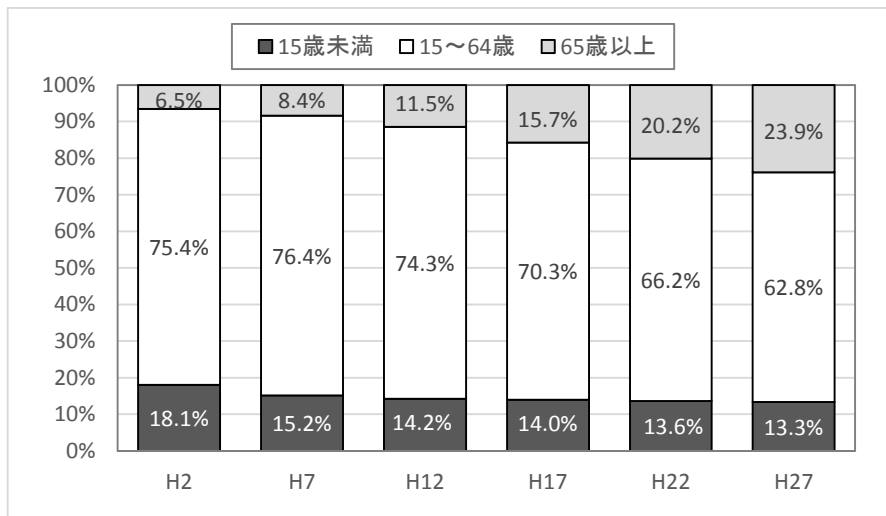


出典：構成市統計書（平成 28 年版）

図 2-5 自然動態及び社会動態の推移

(3) 年齢3区分別人口

構成市における年齢3区分別人口は、少子高齢化の進展により、「65歳以上」が増加傾向にあり、「15～64歳」が減少傾向にあります。

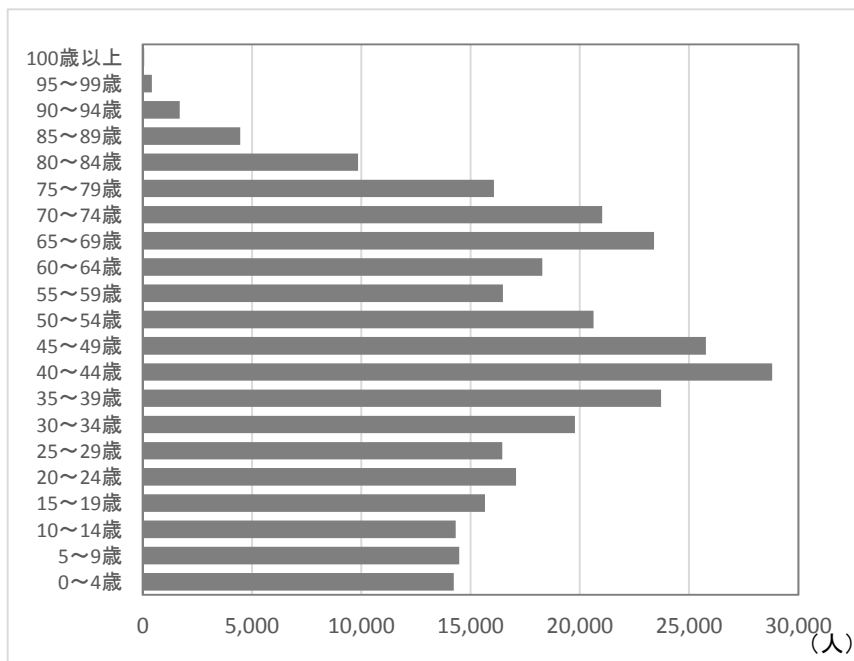


出典：各年国勢調査

図 2-6 世帯数及び1世帯当たりの人数の推移

(4) 年齢別人口構成

構成市における年齢別人口は、「65～74歳」及び「35～49歳」の年齢層で多くなっています。

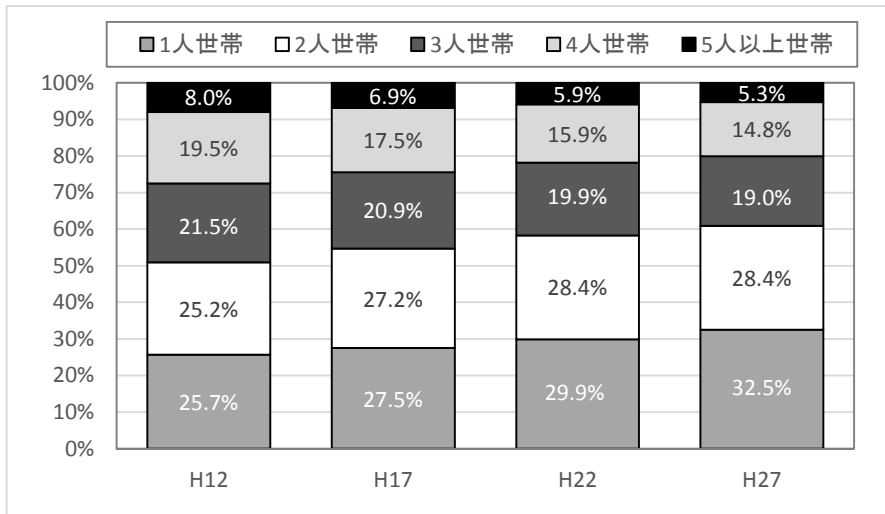


出典：平成 27 年国勢調査

図 2-7 年齢別人口構成

(5) 世帯構成

構成市における世帯構成は、1人世帯が増加傾向にあり、3人以上の世帯が減少傾向にあります。



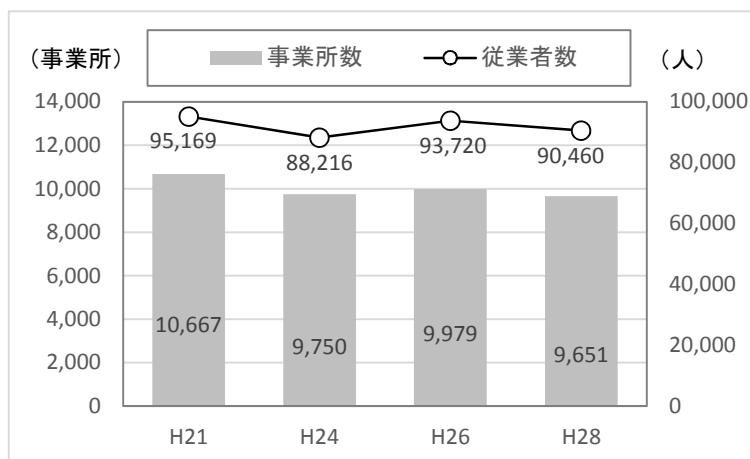
出典：各年国勢調査

図 2-8 世帯構成割合の推移

2. 産業の動向

(1) 事業所数及び従業者数

構成市における民間の事業所数は、微減傾向にあります。また、民間の従業者数は、事業所数と同じような傾向を示しています。



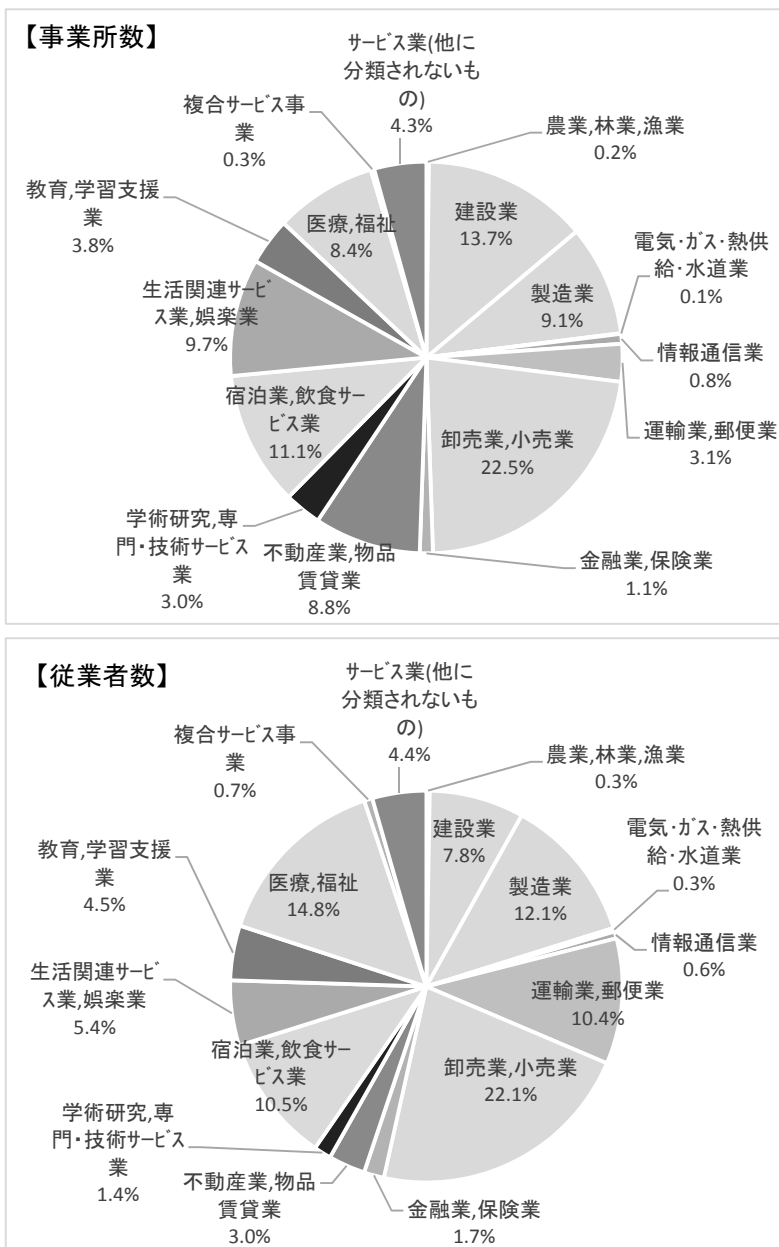
注) 1. 出典：各年経済センサス
 2. H28 は速報値 (H29.5 現在)

図 2-9 事業所数及び従業者数の推移

(2) 産業分類別の事業所及び従業者

構成市における産業分類別の民間事業所は、「卸売業,小売業」が最も多く 22.5%、次いで「建設業」が 13.7%、「宿泊業,飲食サービス業」が 11.1%を占めています。

また、産業分類別の民間従業者は、「卸売業,小売業」が最も多く 22.1%、次いで「医療,福祉」が 14.8%、「製造業」が 12.1%を占めています。

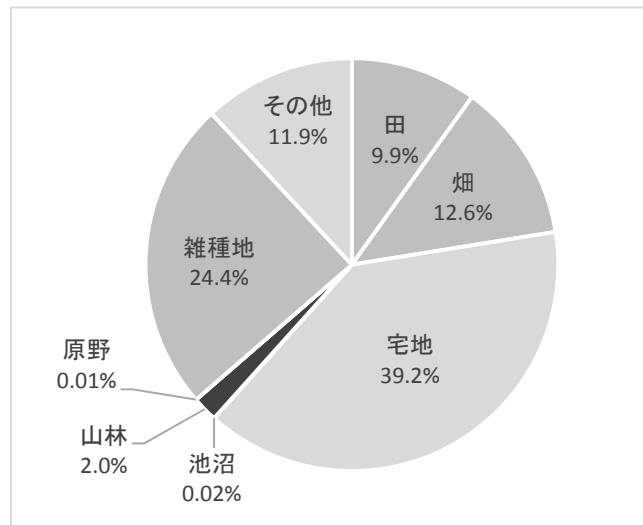


出典：平成 28 年経済センサス（H29.5 現在の速報値）

図 2-10 産業分類別の事業所及び従業者割合（平成 28 年）

3. 土地利用状況

構成市における地目別の土地面積は、「宅地」が最も多く 39.2%、次いで「雑種地」が 24.4%、「畑」が 12.6%を占めています。



出典：構成市統計書（平成 28 年版）

図 2-11 地目別土地面積（平成 29 年 1 月 1 日現在）

第3節 構成市における将来計画

構成市では、上位計画において、ごみ関連施策として以下の内容を掲げています。

1. 志木市

■計画名：「志木市将来ビジョン（第五次志木市総合振興計画）前期実現計画」

■目標年度：H28～32

■基本方針

ごみの発生と排出を抑制するとともに、再資源化を推進するため、4Rの普及に取り組み、資源循環型のまちづくりを推進します。

■施策：廃棄物の適正処理、4Rの推進

2. 新座市

■計画名：「第4次新座市基本構想総合振興計画後期基本計画」

■目標年度：H28～32

■基本方針

市民・事業者に対しごみ減量意識の啓発を図るとともに、循環型社会の構築に向けて、分別の徹底と集団資源回収事業を中心とした再資源化によるごみの減量を推進し、全国一ごみの少ないまちを目指します。

■施策：ごみ減量化対策の充実、ごみ処理体制の整備

3. 富士見市

■計画名：「富士見市第5次基本構想後期基本計画」

■目標年度：H29～32

■施策の方向性

誰もが快適な生活を送ることができる環境を創出するため、廃棄物の減量や分別処理、リサイクルが徹底された循環型社会の確立を推進します。また、省エネルギー化や新しいエネルギーの利用促進を図り、温室効果ガスの削減による地球温暖化対策を推進します。さらに、市民、事業者、行政の連携により環境美化を推進します。

■施策：ごみの減量と資源リサイクルの推進

第3章 ごみ処理の現況

第1節 ごみの収集・運搬

1. ごみの区分

ごみの収集・運搬は、構成市において実施しています。本組合では、表 3-1～表 3-3 に示す構成市におけるごみのうち、紙類及び布類以外の品目を受け入れています。

また、構成市では、事業系ごみ及び各家庭から引っ越しや大掃除等に伴い排出される一時多量ごみを収集しておらず、本組合の施設へ直接搬入されます。

表 3-1 志木市におけるごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法
リサイクル資源	ペットボトル	PET マークのあるもの	青いネット (市指定)	週 1 回	ステーション方式
	ビン・スプレー缶	化粧品のビン、スプレー缶	黄色のカゴ (市指定)		
	カン	食用缶、飲料缶	青色のカゴ (市指定)		
	紙類	新聞、段ボール、雑誌、雑紙 (ティッシュ類、チラシ、菓子箱、古はがき等)	ひもで縛る		
	布類	衣類、毛布	透明又は半透明のビニール袋		
資源プラスチック		プラマークのあるもの	黄緑のネット (市指定)	週 1 回	
可燃ごみ		生ごみ、木くず、ゴム革製品、チューブ類、枝、発泡スチロール、ざぶとん等	透明又は半透明のビニール袋	週 2 回	
不燃ごみ	金物、ガラス、陶器類	CD・DVD、陶器、なべ・フライパン、耐熱ガラス、ひとロコンロ・オーブントースター、小型電化製品、ガラス、傘のほね等	緑色のカゴと赤い三角コーナー (市指定) ※乾電池・ライターは赤い三角コーナー	毎月 2 回目 ・ 4 回目	
	有害ごみ	乾電池、ライター、蛍光灯			
粗大ごみ		縦24cm×横24cm×高さ35cmの3辺のうち1辺でも超えるもの(金属製品、ガスコンロ、タンス、イス、カーペット・ふとん、自転車、電化製品等)	納付券を貼って家の外敷地内	随時 (申込制)	戸別収集

表 3-2 新座市におけるごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法
可燃ごみ		生ごみ、ゴム、革製品、発泡スチロール、木片等	透明又は白色半透明の袋	週 2 回	ステーション方式
リサイクル資源	カン	飲料用、缶詰等	水色のカゴ (市指定)	週 1 回	
	ビン (スプレー缶)	ドリンク剤、ビール瓶、スプレー缶等	黄色のカゴ (市指定)		
	ペットボトル	PET マークのあるもの	青色のネット (市指定)		
	資源 プラスチック	プラマークのあるもの	緑色のネット (市指定)		
	新聞	新聞、折り込みちらし	ひもで縛る		
	雑誌・雑がみ	雑誌、書籍、紙袋、文庫本、ノート等			
	段ボール	段ボール	開いて 10 枚程度にまとめて縛る		
	紙パック	飲料用紙パック			
布類	衣類、毛布、タオル、シーツ	透明の袋			
不燃ごみ		せともの、金物、ビデオテープ、ヘルメット、アイロン等	カゴ、バケツ (カン、ビン用の併用可)	2 週 1 回	
有害ごみ	乾電池	乾電池	赤色の容器 (市指定)		
	使い捨てライター	使い捨てライター	灰色の容器 (市指定)		
	蛍光灯など	蛍光灯、水銀体温計	購入時等のケース		
粗大ごみ		縦 24cm×横 24cm×高さ 35cm を超えるもの (タンス、机、自転車、ソファ、電子レンジ等)	「新座市粗大ごみシール」を貼って 玄関先や集積所等	随時 (申込制)	戸別収集

表 3-3 富士見市におけるごみの分別区分

分別区分		ごみの種類	排出方法	収集回数	収集方法
可燃ごみ		生ごみ、貝殻、ゴム・革製品、汚れたプラスチック製品、発泡スチロール、木片類等	透明又は半透明の袋	週 2 回	ステーション方式
資源	資源プラスチック	プラマークのあるもの	緑色のネット (市指定)	週 1 回	
	ビン類	ビールビン、飲食物用のビン、化粧品 のビン、スプレー缶、カセットガス、 電球・蛍光管等	黄色のカゴ (市指定)		
	カン	缶詰用のカン、一斗缶、飲料・食品 用のカン、オイルカン等	水色のカゴ又は ダークグリーン のネット (市指定)		
	ペットボトル	PET マークのあるもの	青色のネット (市指定)		
	紙・布類	紙パック、雑がみ、雑誌、本類、新聞、 チラシ、段ボール	ひもで縛る		
不燃ごみ		せともの、金属が含まれるもの(ヤカン、 ホイル、鍋、CD・DVD、刃物等)、 ガラス、コップ、小型家電等	緑色のカゴ (市指定)	週 1 回	
有害ごみ		ライター、温度計、体温計、乾電池	赤色の容器 (市指定)	週 1 回	
粗大ごみ		縦 24cm×横 24cm×高さ 35cm より 大きいもの(ビデオデッキ、カーペット、 タンス、布団、自転車等)	粗大ごみ処理券 (シール)を貼って 指定場所	随時 (申込制)	戸別収集

2. ごみ処理手数料

本組合では、事業活動に伴い排出される事業系ごみ、引っ越しや大掃除等の家庭生活に伴い排出される一時多量ごみ、及び動物の死体を受け入れています。

また、本組合では、ごみ処理手数料の改定を必要に応じて実施しており、平成 26 年 4 月 1 日から表 3-4 に示す手数料を徴収しています。

表 3-4 直接搬入におけるごみ処理手数料

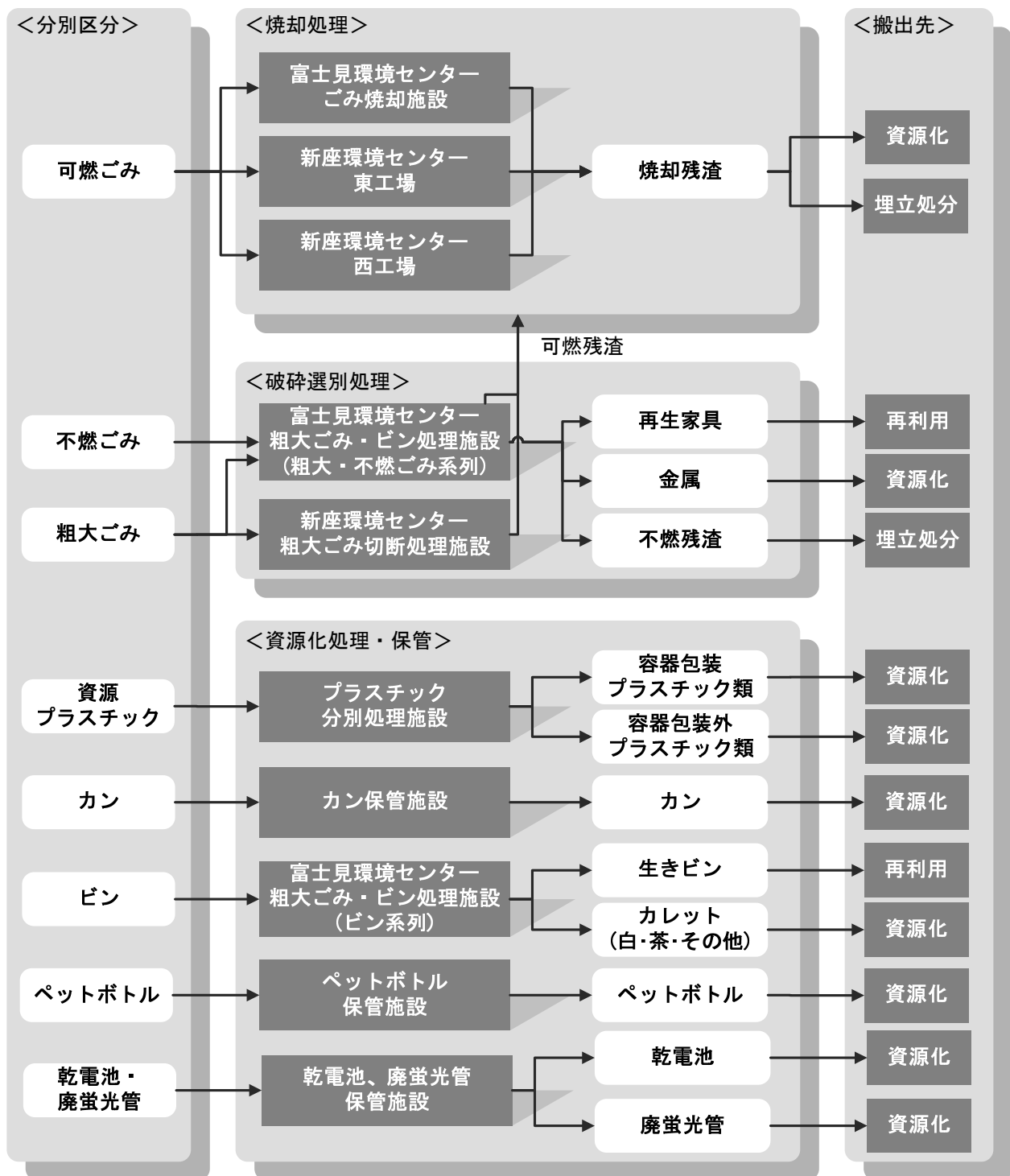
区分	ごみ種別	基準	ごみ処理手数料
事業系ごみ ※事業活動に伴い生じたもの	可燃ごみ	20kg 以下	450 円
		20kg を超えるもの 20kg につき	450 円
	不燃ごみ	20kg を超えるもの 20kg につき	450 円
	カン	—	無料
	ビン	20kg 以下	330 円
		20kg を超えるもの 20kg につき	330 円
	ペットボトル	20kg 以下	450 円
		20kg を超えるもの 20kg につき	450 円
家庭系一時多量ごみ ※家庭生活に伴い生じたもの	可燃ごみ	—	無料
	不燃ごみ		
	カン		
	ビン		
	ペットボトル		
	資源プラスチック		
	粗大ごみ	20kg 以下	250 円
20kg を超えるもの 20kg につき		250 円	
動物の死体	犬	一体につき	1,030 円
	猫	一体につき	410 円
	その他	1kg につき	210 円

注) 平成 29 年 4 月現在

第2節 ごみ処理体制

1. ごみ処理の流れ

本組合では、ごみの種類に応じて、焼却処理、破碎選別処理、資源化处理・保管を行い、資源化又は埋立処分を行っています。なお、再生家具は、富士見環境センターにおいて、市民へ販売しています。



注) 平成 29 年 4 月現在

図 3-1 ごみ処理の流れ (現状)

2. ごみ処理施設

(1) 焼却施設

本組合では、焼却施設を 3 施設保有し、主に家庭系ごみ及び事業系ごみの可燃ごみを処理しています。

富士見環境センターは、稼働開始 31 年を経過していますが、平成 12 年にダイオキシン恒久対策工事を実施しています。

新座環境センター東工場は、稼働開始 38 年を経過していますが、平成 15 年にダイオキシン恒久対策工事を実施しています。

新座環境センター西工場は、稼働開始 23 年を経過しています。

表 3-5 焼却施設の概要

項目	富士見環境センター ごみ焼却施設	新座環境センター ごみ焼却施設（東工場）	新座環境センター ごみ焼却施設（西工場）
所在地	富士見市 大字勝瀬 480 番地	新座市 大和田三丁目 9 番 1 号	新座市 大和田三丁目 9 番 1 号
焼却対象物	可燃ごみ、処理残渣	可燃ごみ、処理残渣	可燃ごみ
処理方式	ストーカ式	ストーカ式	ストーカ式
炉型式	全連続運転	全連続運転	全連続運転
処理能力	90t/24h×2 炉	90t/24h×1 炉	90t/24h×1 炉
竣工年月	昭和 61 年 3 月 (※1)	昭和 54 年 1 月 (※2)	平成 6 年 9 月
余熱利用状況	場内温水	場内温水、場外温水	場内温水、場内蒸気
発電設備	無し	無し	無し
灰処理設備	焼却灰：薬剤処理 集じん灰：薬剤処理	焼却灰：薬剤処理 集じん灰：薬剤処理	焼却灰：薬剤処理 集じん灰：薬剤処理
運転管理体制	委託	委託	委託

注) 平成 29 年 4 月現在

注) ※1：H12.8 ダイオキシン恒久対策工事を実施

注) ※2：H15.2 ダイオキシン恒久対策工事を実施

(2) 粗大ごみ処理施設

本組合では、粗大ごみ処理施設を2施設保有し、粗大ごみや不燃ごみを処理しています。

表 3-6 粗大ごみ処理施設の概要

項目	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 (粗大・不燃ごみ系列)	新座環境センター 東工場 粗大ごみ切断処理施設
所在地	富士見市大字勝瀬 480 番地	新座市大和田三丁目 9 番 1 号
処理対象物	粗大ごみ、不燃ごみ	可燃性粗大ごみ
処理方式	破碎、選別	切断
処理能力	25t/5h	5t/5h
竣工年月	平成 26 年 12 月	昭和 54 年 1 月 (平成 15 年 2 月更新)
運転管理体制	委託	委託
備考	—	可燃性粗大ごみのみを処理

注) 平成 29 年 4 月現在

(3) 資源化等を行う施設

本組合では、資源化等を行う施設を2施設保有し、有価物を回収しています。

表 3-7 有価物回収施設の概要

項目	富士見環境センター 粗大ごみ・ビン処理施設 (ビン系列)	リサイクルプラザ (プラスチック分別処理施設)
所在地	富士見市大字勝瀬 480 番地	富士見市大字勝瀬 480 番地
処理対象物	ビン、その他	プラスチック
処理方式	選別	選別、圧縮、梱包
処理能力	13t/5h	26t/5h
竣工年月	平成 26 年 12 月	平成 14 年 2 月
運転管理体制	委託	委託
備考	—	家具の修理・展示・販売を実施

注) 平成 29 年 4 月現在

(4) 保管施設

本組合では、カレット、カン、ペットボトル、プラスチックの種類ごとに4つの保管施設を保有しています。

表 3-8 保管施設の概要

項目	カレット 保管施設	カン保管施設	ペットボトル 保管施設	プラスチック 保管施設
所在地	富士見市 大字勝瀬 480 番地	富士見市 大字勝瀬 480 番地	富士見市 大字勝瀬 480 番地	富士見市 大字勝瀬 480 番地
保管対象物	カレット	カン	ペットボトル	プラスチック
面積	屋内 84m ²	屋外 57m ²	屋外 57m ²	屋内 92m ²
竣工年月	平成 26 年 12 月	平成 26 年 10 月	平成 26 年 10 月	平成 14 年 2 月
運転管理体制	委託	委託	委託	委託

注) 平成 29 年 4 月現在

第3節 ごみ処理の施策展開の状況

本組合及び構成市におけるごみ処理の経緯及び施策展開の状況を表 3-9 に示します。

表 3-9 ごみ処理の経緯及び施策展開の状況 (1/2)

年月	本組合	構成市
昭和 39 年 6 月	足立町外 2 町衛生組合設立	
昭和 41 年 1 月	志木環境センター完成 (40t/8h)	
昭和 45 年 10 月	志木環境センター増設炉完成 (20t/8h×4 基)	
昭和 46 年 2 月	志木地区衛生組合に名称変更	
昭和 46 年 12 月	志木環境センター有価物回収施設完成	
昭和 54 年 1 月	新座環境センター東工場完成 (90t/24h×2 基)	
昭和 58 年 12 月	志木環境センター廃止	
昭和 61 年 3 月	富士見環境センター完成 (90t/24h×2 基)	
平成元年 3 月	一般廃棄物処理基本計画策定	
平成 6 年 1 月	(仮称)志木環境センター建設用地取得事業着手	
平成 6 年 3 月		富士見市一般廃棄物処理基本計画策定
平成 6 年 9 月	新座環境センター西工場完成 (90t/24h)	
平成 7 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画策定、ごみ処理施設整備基本構想策定	
平成 8 年 3 月	富士見環境センター焼却灰含有重金属処理施設完成、(仮称)志木環境センター建設用地取得事業完了	
平成 9 年 3 月	新座環境センター集塵灰含有重金属処理施設完成	
平成 9 年 6 月		ペットボトル分別収集開始、分別区分を可燃ごみ、粗大ごみ、リサイクル資源 (ビン、カン、ペットボトル)、不燃ごみに統一
平成 10 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画策定、廃棄物循環型社会基盤施設整備計画策定	
平成 10 年 11 月	新座環境センター東工場ダイオキシン応急対策工事完成	
平成 11 年 3 月	(仮称)志木環境センター建設用地整備及び管理施設設置完成	
平成 12 年 8 月	富士見環境センターダイオキシン恒久対策工事完成	

表 3-10 ごみ処理の経緯及び施策展開の状況 (2/2)

年月	本組合	構成市
平成 13 年 11 月	リサイクルプラザプラスチック分別処理施設稼働	資源プラスチック分別収集開始 (富士見市は一部)
平成 14 年 2 月	リサイクルプラザ完成	
平成 14 年 4 月	リサイクルプラザ利彩館開館	富士見市全域で資源プラスチック分別収集開始
平成 15 年 2 月	新座環境センター東工場 ダイオキシン恒久対策工事完成	
平成 15 年 3 月		新座市一般廃棄物処理基本計画 策定
平成 16 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画(改訂版)策定、志木地区 衛生組合地球温暖化防止実行計画策定	志木市一般廃棄物処理基本計画 策定
平成 21 年 3 月	第二期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画 策定	
平成 23 年 3 月		富士見市一般廃棄物処理基本計 画(第 2 次計画)策定
平成 24 年 3 月	一般廃棄物処理基本計画策定	第 2 次新座市一般廃棄物処理基 本計画策定
平成 25 年 2 月	(仮称)志木環境センター建設用地を一般国道 254 号和光富士見バイパス道路用地として一部売却	
平成 25 年 3 月	第三期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画 策定	志木市一般廃棄物処理基本計画 策定
平成 26 年 12 月	粗大ごみ・ビン処理施設完成 (粗大・不燃ごみ系列 25t/5h、ビン系列 13t/5h) ※旧粗大ごみ処理施設及び有価物回収施設を一体 で更新	
平成 27 年 3 月	第四期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画 策定	
平成 28 年 4 月		富士見市一般廃棄物処理基本計 画策定(第 2 次計画改訂版)
平成 30 年 3 月	本計画策定	

第4節 ごみの減量化・再資源化

1. 資源回収

(1) 集団回収

構成市では、町内会等の民間団体による集団回収が行われており、実施団体に奨励金を交付しています。対象とする品目は、構成市により異なります。

(2) 構成市におけるリサイクル資源の回収

構成市では、主に、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチック、紙類、布類を回収しており、ビン、カン、ペットボトル、資源プラスチックは本組合で処理し、紙類及び古布類は構成市で直接資源化しています。

2. 生ごみ処理容器等の購入費補助

新座市では、生ごみの減量とリサイクルを推進し、循環型社会をさらに促進させることを目的として、生ごみ処理容器購入費の一部を助成しています。

3. 施設に搬入されたごみの資源化

(1) 再生家具の販売

本組合では、リサイクルプラザ利彩館において、一般家庭から不要品として捨てられた家具等を修理・再生し、販売しています。また、エコ文具の展示、リサイクル文庫、リサイクル工房、施設見学等を行い、地域住民に対するごみ減量やリサイクルへの意識向上を推進しています。

(2) 小型家電のリサイクル

本組合では、家電リサイクル法対象の4品目及びパソコンを除き、不燃ごみ及び粗大ごみとして回収された小型家電を民間業者に売却して資源化しています。

(3) 金属類等の資源化

本組合では、平成26年12月に更新した粗大ごみ・ビン処理施設（粗大・不燃ごみ系列）において、選別及び破碎処理後の金属類を回収し、民間業者に売却して資源化しています。

(4) 焼却残渣の資源化

本組合では、焼却処理後に発生する焼却残渣の半分以上を民間業者へ委託し、人口砂や道路路盤材、再生砕石等として資源化しています。

4. その他のごみ減量化及び資源化の取り組み

(1) 志木市

① 志木市落ち葉銀行

志木市では、平成 29 年 11 月より、今まで可燃ごみとしていた各家庭の落ち葉・剪定枝を回収し、堆肥やゴーヤの苗にしてお返しすることで、ごみの排出量の削減と環境にやさしいまちづくりを目指しています。

② 志木市余剰品登録制度

志木市では、家庭における余剰品で、再利用できるものの情報を集め紹介しています。市民の方が、廃棄する前に、「もったいない」と思ったとき、又は「譲ってほしい」と思うものがあるときに登録しています。

③ レジ袋辞退統一行動（マイバッグキャンペーン）

志木市では、定期的に、協賛店舗や協力団体等の協力のもと、4 R 推進と地球温暖化防止のため、マイバッグを持参し、積極的にレジ袋を断る「レジ袋辞退統一行動」を実施し、レジ袋削減に取り組んでいます。

(2) 新座市

① 公共施設拠点回収の推進

新座市では、市役所や公民館等の公共施設に回収箱を設置し、小型充電式電池、インクカートリッジ、廃食用油及びアルミ付き紙パックを回収しています。

② 集団資源回収の推進

新座市では、小・中学校の保護者会及びサークル活動団体等を中心とした地域の団体による集団資源回収を推進し、平成 17 年 11 月からは全町内会で実施されるようになり、県内で唯一、紙・布類の資源物が行政回収から集団資源回収に完全移行され、ごみの減量と再資源化に市民総ぐるみで取り組んでいます。

③ “見直そう・ごみ半減” 推進新座市民会議の活用

市長を会長として市民・各種団体・事業者で構成される同会議では、家庭から排出される生ごみの水切りの徹底や“3ない”生活（買いすぎない・作りすぎない・捨てない）の実践を呼び掛けるなど、市民への意識啓発を図っています。

(3) 富士見市

① 各種委員会等での検討

富士見市では、「富士見市環境施策推進市民会議」、「富士見市環境審議会」及び「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会」等の組織によりごみ減量化等の施策を推進しています。

② 公共施設から排出される生ごみの堆肥化

富士見市では、給食センターなど公共施設から排出される生ごみを民間業者で堆肥化しています。

③ 公園剪定枝葉のチップ化

富士見市では、公園で剪定された枝葉をチップ化し、ぬかるみ対策及び雑草対策として公園等にまいています。

第5節 ごみ処理実績

1. ごみ処理量

(1) ごみ処理量及び一人1日当たりのごみ処理量

本組合では、一人1日当たりのごみ処理量は減少傾向ですが、人口が増加傾向にあることから、総ごみ処理量は横ばいで推移しています。

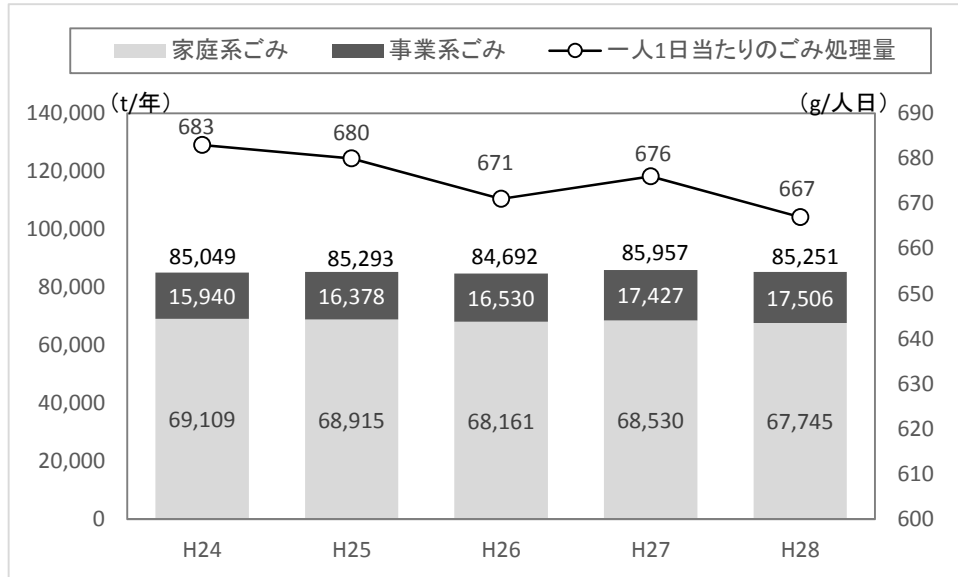


図 3-2 ごみ処理量及び一人1日当たりのごみ処理量

(2) ごみ種類別のごみ処理量

本組合のごみは、約 85%を可燃ごみが占めています。なお、事業系ごみでは、99%以上を可燃ごみが占めています。

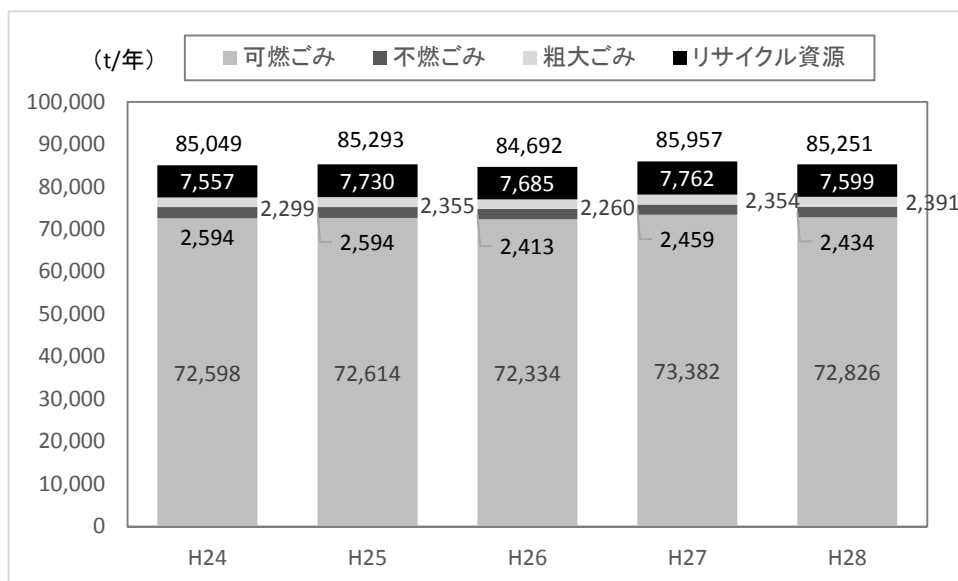


図 3-3 ごみ種類別のごみ処理量

(3) リサイクル資源

本組合では、リサイクル資源として、ビン、カン、ペットボトル及び資源プラスチックを処理しています。資源プラスチックは微増傾向にありますが、その他の資源は、横ばい又は減少傾向にあります。

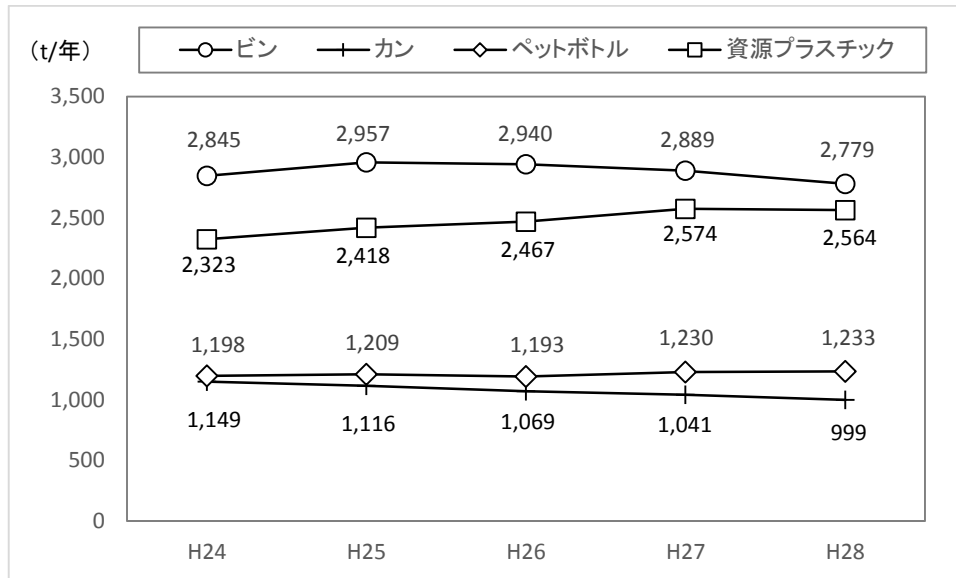


図 3-4 リサイクル資源量

2. 中間処理量及び最終処分量

(1) 焼却処理及び破碎処理量

本組合における焼却処理量及び破碎処理量は、横ばい傾向にあります。

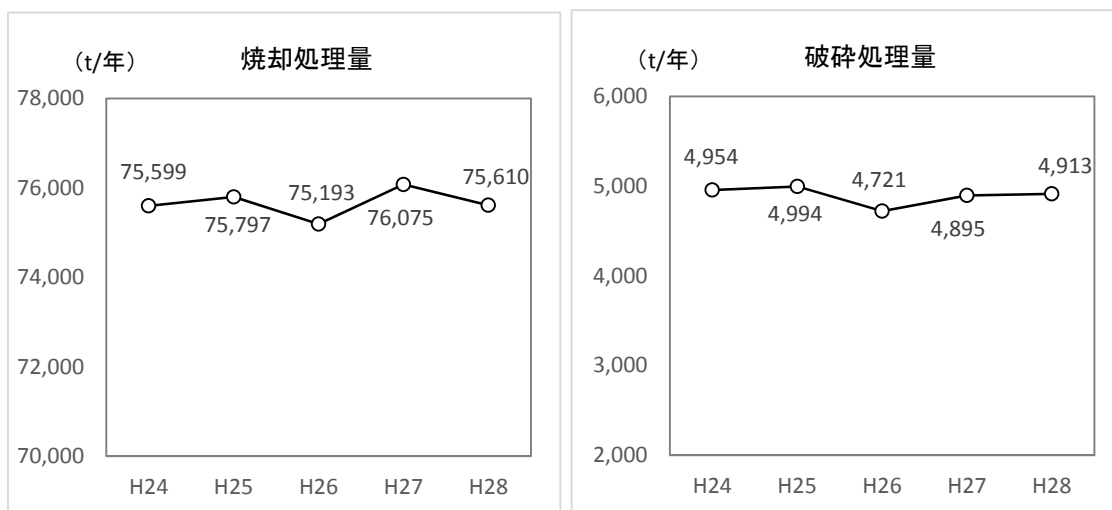


図 3-5 焼却処理量及び破碎処理量

(2) 最終処分量

本組合では、可燃ごみ等の焼却処理に伴う焼却残渣並びに不燃ごみ及び粗大ごみの破碎処理に伴う不燃残渣が発生し、埼玉県環境整備センターや民間業者での埋立処分のほか、焼却残渣の半分以上を民間業者で人口砂や道路路盤材、再生砕石等として資源化しています。

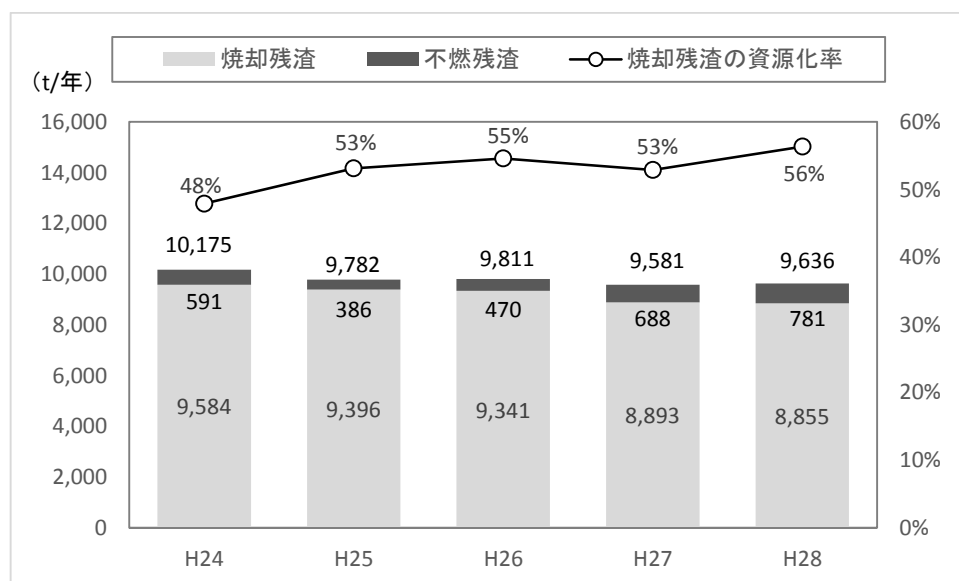
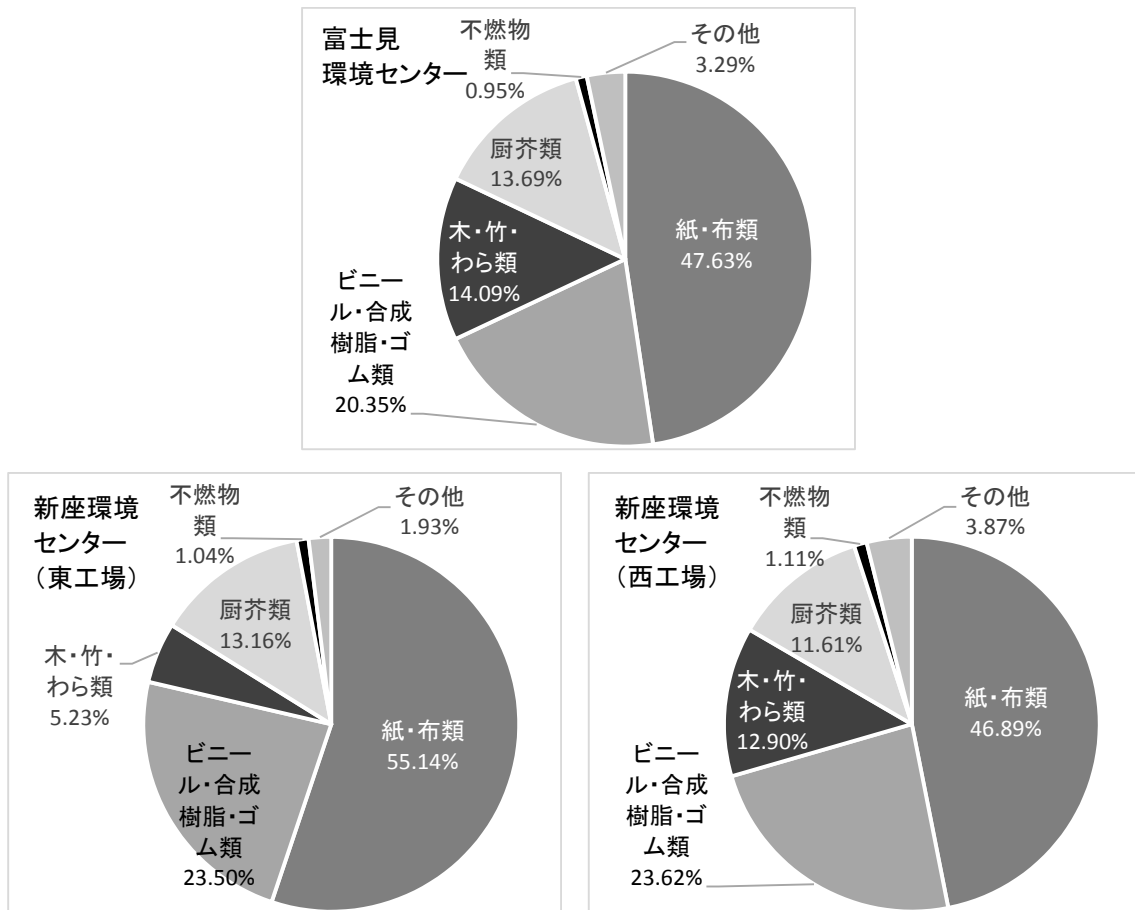


図 3-6 残渣発生量及び焼却残渣の資源化率

3. ごみの性状

各施設におけるごみの性状は、紙・布類が最も多く、約5割を占めています。次に、ビニール・合成樹脂・ゴム類が約2割を占めています。



注) 各施設における乾ベースの組成

図 3-7 種類組成 (平成 28 年度、各施設)

4. ごみ処理施設の運転状況

(1) ごみ焼却施設

① 低位発熱量及び設計条件

富士見環境センターにおける低位発熱量は、年平均値で見ると、高質ごみの設計値と同等で推移しています。

また、新座環境センター（東工場）及び新座環境センター（西工場）における低位発熱量は、年平均値で見ると、ともに基準ごみの設計値で推移しています。なお、新座環境センター（東工場）においては、直近3年では増加しており、高質ごみの設計条件に近づいています。

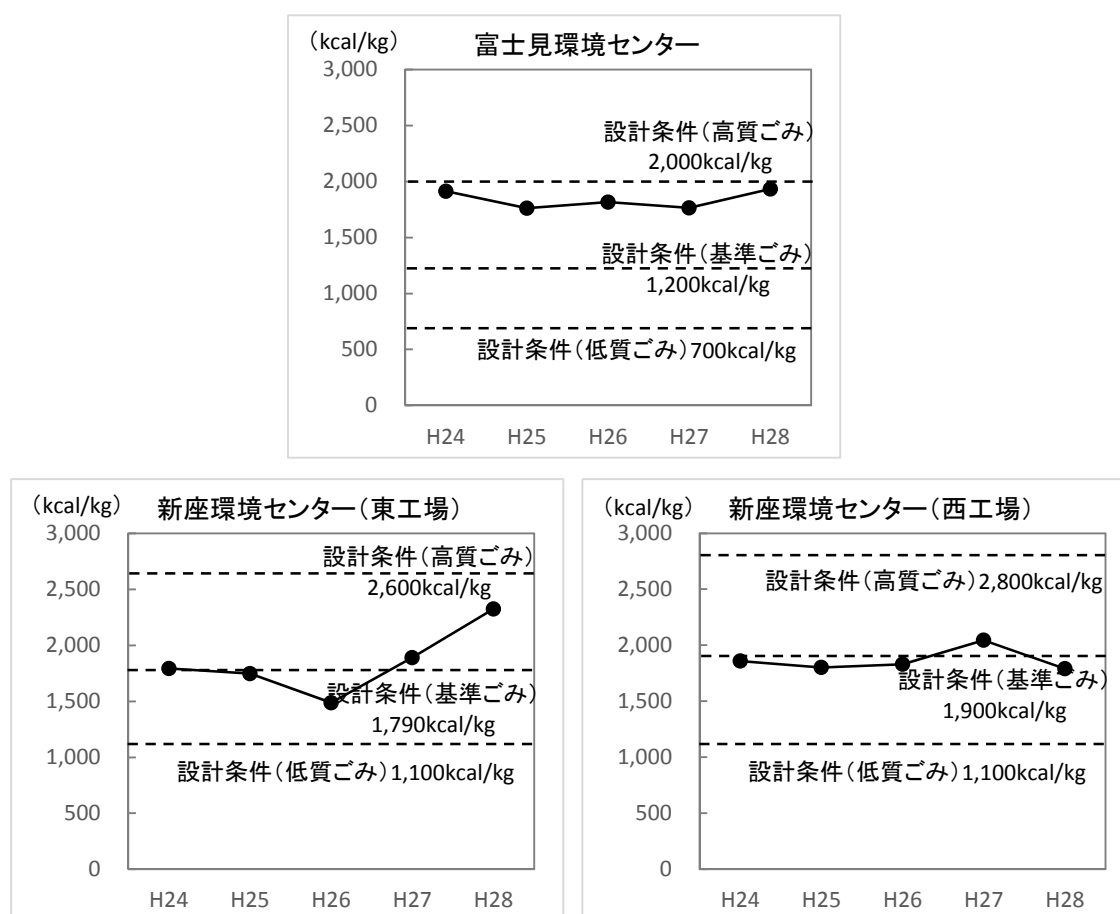


図 3-8 各施設における低位発熱量と設計値

② 稼働日数及び時間平均焼却処理量

稼働日数は、直近の富士見環境センターでは新座環境センター（東工場）及び新座環境センター（西工場）よりも少なくなっています。

また、時間平均焼却処理量は、新座環境センター（東工場）及び新座環境センター（西工場）では安定して処理していますが、富士見環境センターでは経年劣化による低下が見られます。

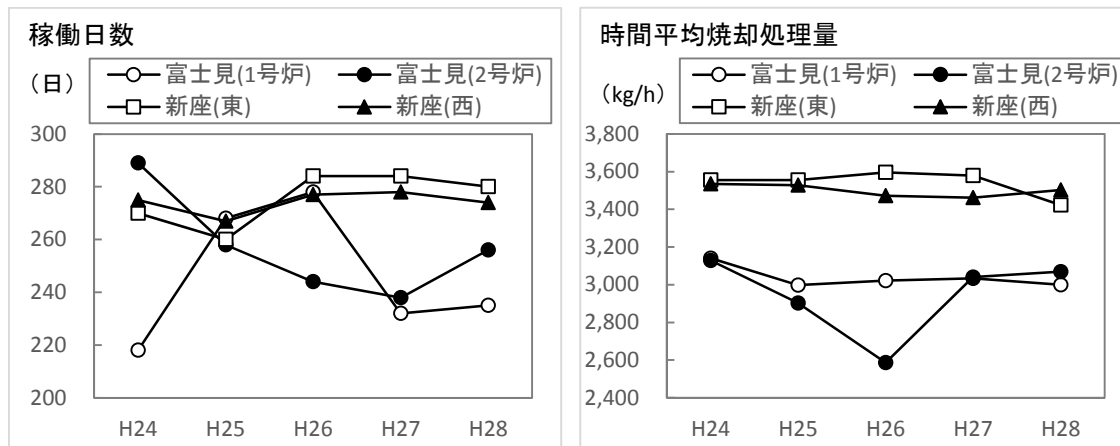


図 3-9 稼働日数及び時間平均焼却処理量

③ 各施設の老朽化状況

各施設では、平成 27 年度に精密機能検査を実施しており、同検査において、表 3-11 に示す状況となっています。

表 3-11 ごみ焼却施設の老朽化状況

	富士見環境センター	新座環境センター (東工場)	新座環境センター (西工場)
時間平均焼却量	経年劣化による低下 (2号炉が年々低下)	処理率 95%前後の安定した焼却処理	処理率 94%前後の安定した焼却処理
炉出口ガス温度	設計条件超過の時間帯あり (1号炉は平均温度が設計条件超過)	設計条件超過の時間帯あり	設計条件超過の時間帯あり
ガス冷却室 出口ガス温度	設計条件超過	—	—
バグフィルタ 出口ガス量	設計条件超過の時間帯あり →空気余熱器等による 熱交換効率が低下	—	—
補修・交換が 望ましい設備	受入供給設備、燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、通風設備、土木建築設備	燃焼設備、燃焼ガス冷却設備、灰出設備、土木・建築設備	受入供給設備、燃焼設備、灰出設備

出典：各施設精密機能検査報告書（平成 27 年度）

(2) プラスチック分別処理施設

富士見環境センタープラスチック分別処理施設では、平成 27 年度精密機能検査によると、表 3-12 に示すとおり、設備・装置の損傷は少なく、安定処理を継続しています。

表 3-12 プラスチック分別処理施設の状況

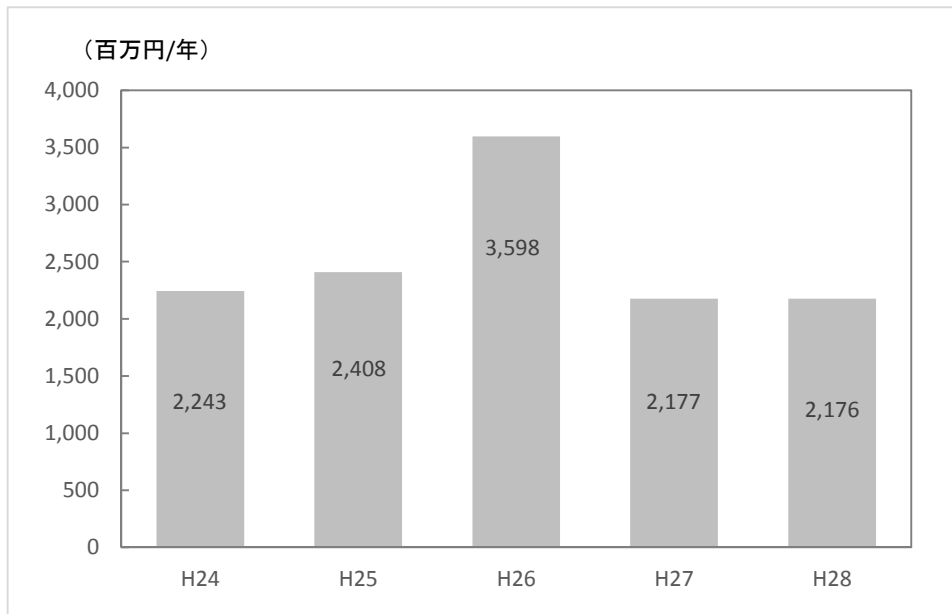
項目	内容
安定処理	処理能力の 70%前後での安定処理を継続中
損傷状況	設備・装置等の損傷は少ない

出典：精密機能検査報告書（平成 27 年度）

5. ごみ処理経費の状況

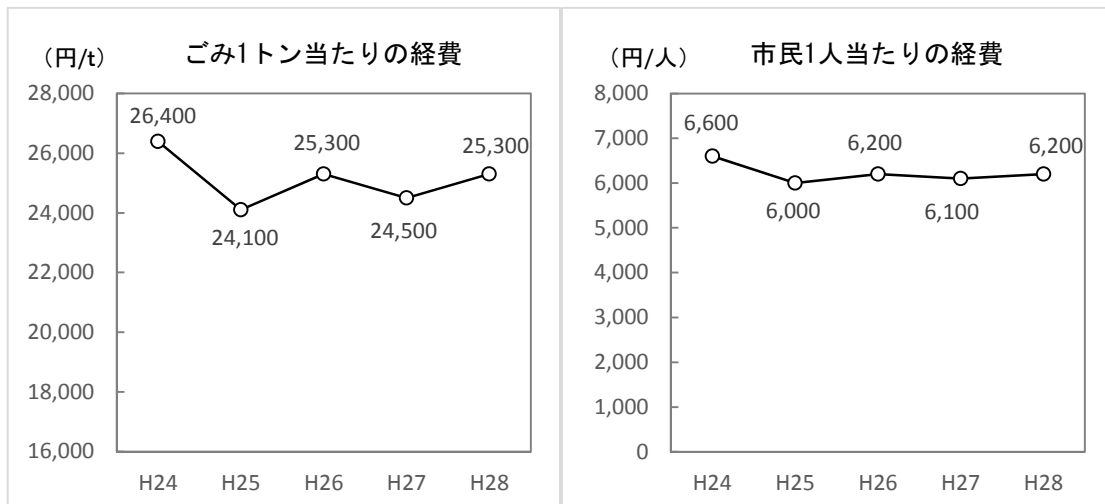
本組合では、ごみ処理に約 22 億円程度かかっています。なお、平成 25 年度及び平成 26 年度は、粗大ごみ・ビン処理施設を整備したことから他の年度よりも高くなっています。

ごみ処理経費は、ごみ 1 トン当たりでみると約 24～26 千円、また市民 1 人当たりでみると約 6～7 千円かかっています。



出典：本組合決算書

図 3-10 ごみ処理経費



注) 各経費は、図 3-10 におけるごみ処理経費から積立金、建設事業費及び災害復旧事業費を除いた費用から算出しています。

図 3-11 ごみ 1 トン当たり・市民 1 人当たりのごみ処理経費

第6節 課題の抽出

1. ごみの排出及び搬入に関する課題

(1) ごみ出しルールの周知徹底

可燃ごみ中には、資源プラスチックや紙・布類などの資源になるものや、可燃ごみとしては不適なものが混入しています。

本組合では、ごみの発熱量を低下させ、ごみ焼却施設を適切に管理するために資源プラスチックの分別徹底や紙・布類の資源化への周知に努めることが必要です。また、可燃ごみ中に含まれる不適物に対しても、分別の周知を徹底することが必要です。

(2) ごみ処理手数料の適正化

本組合では、適正・公平な負担を目的に、ごみ処理施設へ事業系ごみや家庭系粗大ごみを直接搬入した排出者に対し、処理手数料を徴収しています。

構成市では、現在家庭系ごみの有料化を実施していませんが、平成20年7月の家庭系ごみ有料化検討協議会における最終検討結果では、分別の啓発を進めるとともに、ごみの発生抑制を一層推進し、これらを徹底してもなお減量化が望めない時は、構成市とともに検討するものとされていますが、今後のごみ処理量、処理経費の動向及び市民生活への影響を踏まえて、構成市とともに、家庭系ごみ有料化のあり方を調査・研究することが必要です。

2. ごみ処理及び処分に関する課題

(1) ごみ焼却施設の老朽化への対応

本組合では、構成市から排出される可燃ごみを適正に処理する必要があるため、特にごみ焼却施設の老朽化への対応を行うことが必要です。

精密機能検査報告書（平成27年度）によると、富士見環境センターでは、経年劣化により処理率が低下しており、設計条件を超過する箇所も多々あり、また補修・交換が望ましい設備も多くなっています。また、新座環境センター（東工場）及び新座環境センター（西工場）では、炉出口ガス温度が設計条件を超過することや補修・交換が望ましい設備もリストアップされていますが、処理率が95%前後の安定処理を行っています。

以上のことから、特に富士見環境センターでは、早急に老朽化への対策を実施することが必要です。

(2) 焼却処理量の削減

本組合では、可燃ごみ中の1～2割を占める木・竹・わら類をバイオマス資源として利用する方法の調査を行うなど、焼却処理量を削減するための方法を検討することが必要です。

(3) プラスチック分別処理施設及び粗大ごみ・ビン処理施設における適正処理の継続

プラスチック分別処理施設では、精密機能検査報告書（平成 27 年度）によると、設備・装置の損傷は少なく、安定処理を継続していることから、今後も適正処理を継続することが必要です。また、粗大ごみ・ビン処理施設においては、築年数が浅いことから、今後も適正処理を継続することが必要です。

(4) 最終処分量の削減

本組合では、構成市内で最終処分場を確保することは今後も困難であると考えられることから、最終処分量の削減に努めることが必要です。また、焼却残渣の半分以上を民間業者で人口砂や道路路盤材、再生砕石等として資源化していますが、循環型社会の形成に向けて、更なる焼却残渣の有効活用や最終処分量の削減を図るため、他の資源化方法や委託先を検討することが必要です。

(5) ごみ処理経費の削減

本組合では、ごみ処理経費の削減に向け、ごみ発生抑制の推進や金属類等資源物の積極的な売却のほか、経済的なごみ処理施設の整備方法を検討することが必要です。ごみ焼却施設の整備方法の検討に当たっては、富士見環境センター、新座環境センター（東工場）及び新座環境センター（西工場）において、今後の長期間に渡る施設の安定運営に向け、基幹的設備改良工事など、延命化対策の実施有無に対する総合的な評価が必要です。

第4章 ごみ処理量の予測

第1節 将来予測の概要

本章では、人口及びごみ処理量の将来予測を行います。将来ごみ処理量は、平成 28 年度の実績値及び将来人口から予測します。

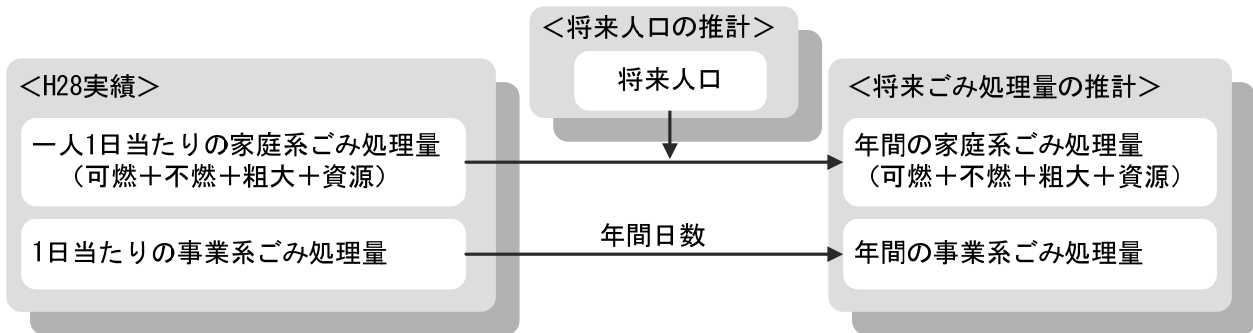


図 4-1 将来におけるごみ処理量の予測方法

第2節 将来人口

構成市における将来人口は、図 4-2 に示すとおり、平成 37 年度（2025 年度）にはピークを迎えて 355,979 人となり、計画目標年度である平成 38 年度（2026 年度）では 354,616 人と予測しました。

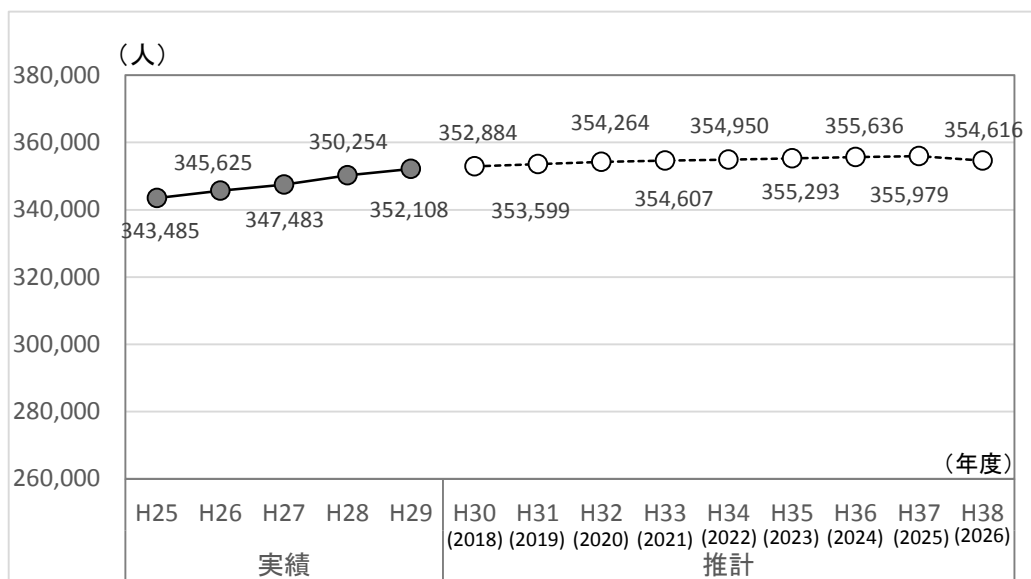


図 4-2 構成市における将来人口

第3節 現状のまま推移した場合の将来ごみ処理量

本組合における将来ごみ処理量は、現状のまま推移した場合、図 4-3 及び図 4-4 に示すとおり、一人 1 日当たりの将来ごみ処理量及び事業系ごみ量では、現状と変わらない排出量となりますが、家庭系ごみ量では、人口の増加に伴い、約 800 t 増加する予測となります。

ここで言う「現状のまま推移した場合」の将来ごみ処理量とは、一人 1 日当たりのごみ処理量など、現状と変わらず推移していくと仮定した推計値であり、後述する数値目標を加味していないものとなります。

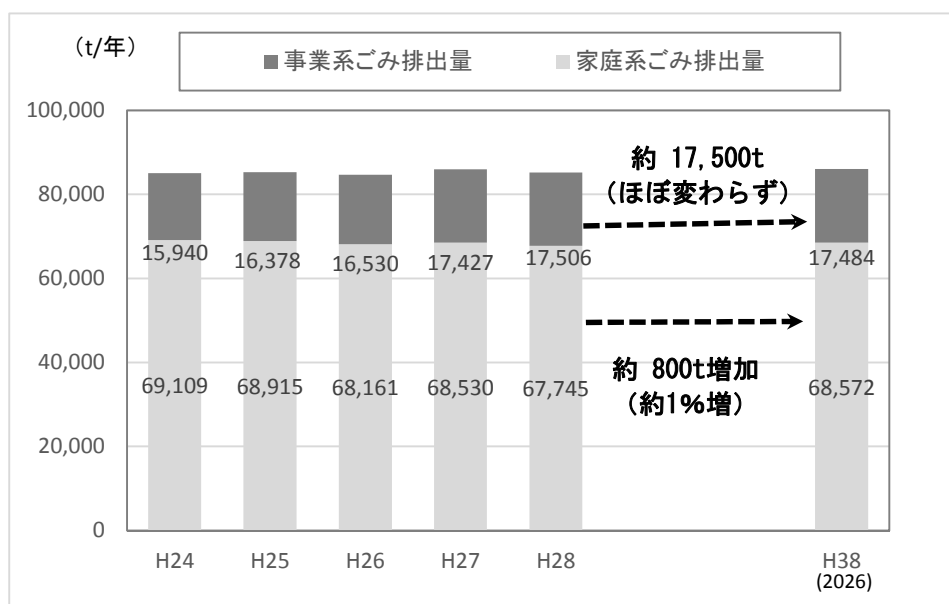


図 4-3 現状のまま推移した場合の将来ごみ処理量

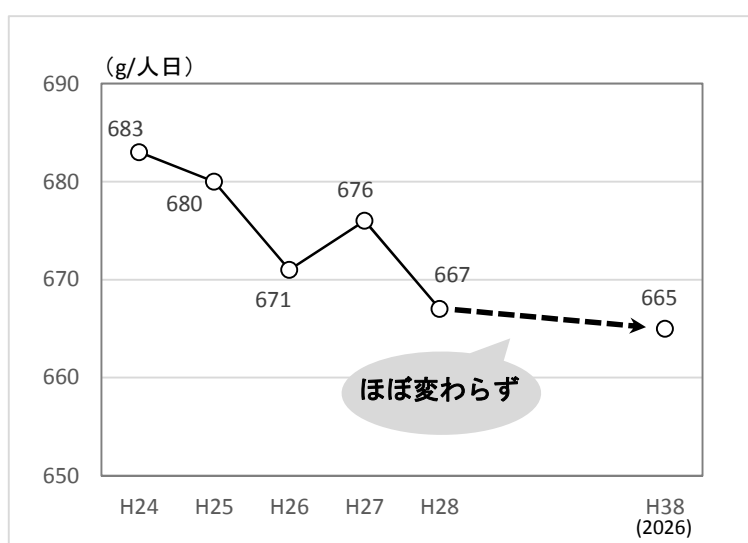


図 4-4 現状のまま推移した場合の一人 1 日当たりの将来ごみ処理量

第5章 ごみ処理基本計画

第1節 基本理念

本計画における基本理念は、「一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月策定）」を踏襲し、以下とします。

環境負荷の少ない循環型社会の実現に向けたごみの適正処理の推進

第2節 基本方針

本計画における基本方針は、「一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月策定）」を踏襲し、以下とします。

本組合では、今後とも、構成市や地域住民・事業者等との連携及び協力のもとで、より一層のごみ減量化及び資源化を推進するとともに、適正な施設の運営・管理に基づくごみの適正処理に努め、循環型社会の実現に向けて全力で取り組んでいくものとします。

基本方針 1. 廃棄物の適正かつ効率的な中間処理の推進

基本方針 2. 廃棄物の資源化の推進

基本方針 3. 最終処分量の減量化及び減容化の推進

基本方針 4. 計画的に処分できる最終処分先の確保

基本方針 5. 環境に配慮した計画的な施設整備の推進

基本方針 6. 構成市との連携による廃棄物の発生抑制及び排出抑制の推進

第3節 数値目標

本計画では、基本理念及び基本方針を実現するため、各種取り組みを推進し、表 5-1 及び図 5-1 に示す数値目標を新たに設定します。

数値目標は、人口の変動に影響を受けづらく、国・県・構成市の基本計画でも採用している「一人1日当たり」に換算した数値としました。

「一人1日当たりのごみ処理量」は、「一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月策定）」での数値目標を未達成であるため、同等の水準である「620 g」と設定しました。

「一人1日当たりの最終処分量」は、「一般廃棄物処理基本計画（平成24年3月策定）」での数値目標を達成していることから、今後も資源化を推進し、「34 g」と設定しました。

表 5-1 数値目標

指標	単位	基準 (H28)	目標 (H38 (2026))	削減率
一人1日当たりのごみ処理量	g/人日	667 g/人日	620 g/人日	H28比 約7%減
一人1日当たりの最終処分量	g/人日	36.3 g/人日	34 g/人日	H28比 約6%減

注) ごみ処理量とは、家庭系ごみ及び事業系ごみの総量であり、構成市集団回収量は含まない。

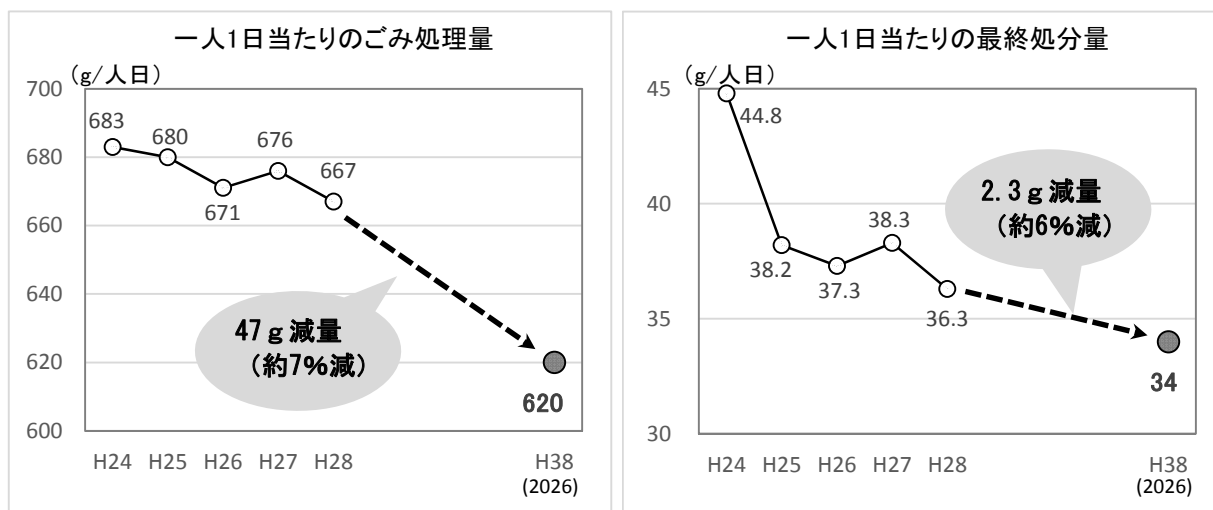


図 5-1 数値目標

第4節 数値目標を達成した場合の将来ごみ処理量

前節における数値目標を達成した場合、本組合のごみ処理量は、図 5-2 に示すとおり、家庭系ごみでは平成 28 年度比で約 4 千 t（約 6%減）、事業系ごみでは平成 28 年度比で約 1 千 t（約 6%減）となります。

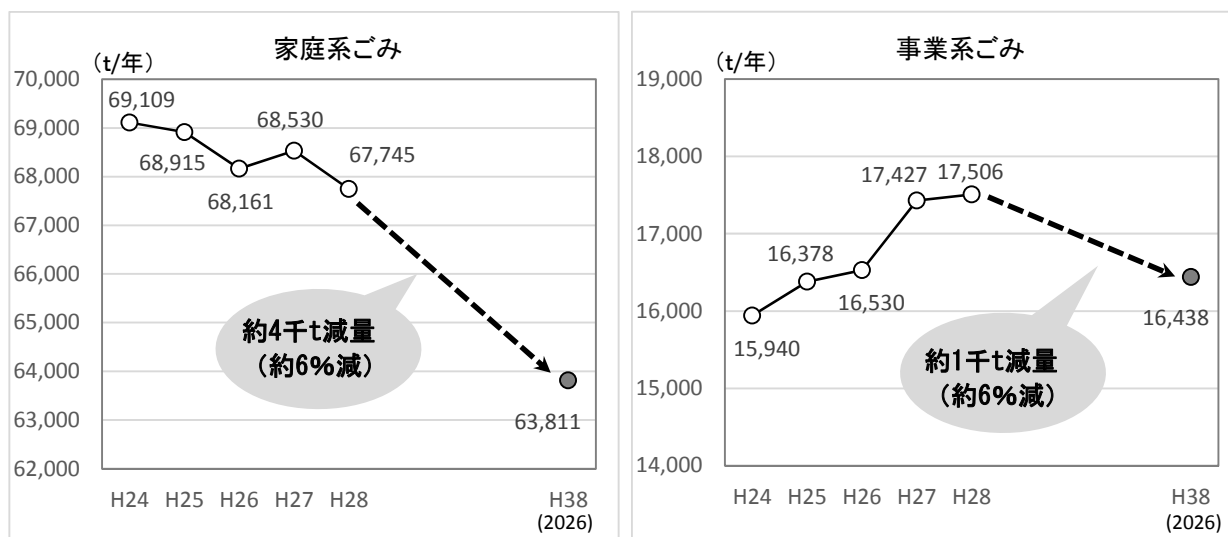


図 5-2 数値目標を達成した場合の将来ごみ処理量

第5節 排出抑制及び資源化に関する計画

1. 市民及び事業者の意識啓発

(1) 意識啓発・情報提供

ごみの減量・リサイクルを推進するに際しては、住民や事業者一人ひとりのレベルにおいて、従来のライフスタイルや経済システムの見直しに向けた意識啓発を行うことは重要なことです。また、ごみの減量や資源化推進の他、ごみ出しマナーの向上や不法投棄の防止などを目指して積極的な情報提供を行うことも重要なことです。

本組合では、意識啓発と情報提供の拠点として、リサイクルプラザ利彩館の活用を推進するほか、広報紙やホームページを通じて周知活動を推進します。

(2) 環境教育・環境学習

本組合では、住民のごみ減量・リサイクルへの関心を高め、取り組みを行う動機付けを図るため、ごみ処理施設見学会などのイベントを今後も継続して開催します。

また、構成市や町内会等と連携した環境学習講座などで、ごみ処理の現状と課題の広報・周知とごみ減量に向けた意識啓発を図ります。

(3) リサイクル資源の分別徹底

排出されたごみの分別が徹底されない場合には、資源化が進まない他に、ごみ処理施設での適正処理に支障をきたす恐れがあります。本組合では、構成市と連携し、ごみの分別徹底を呼びかけ、リサイクル資源の分別収集を推進します。

(4) 生ごみ減量化の推進

可燃ごみの減量化は、ごみ焼却施設への負担を軽減するために重要なことです。

本組合では、構成市と連携し、可燃ごみ中に多く含まれる生ごみに対し、水切りの徹底や堆肥化を推進するほか、食品ロス削減に向けた情報提供など、意識啓発による食品ロス対策を推進します。

2. リサイクルの推進

(1) 粗大ごみ再生の推進

本組合では、リサイクルプラザ利彩館において、粗大ごみとして排出された家具等の修理・再生を今後も継続して行います。

また、併せてリサイクルプラザ利彩館における再生家具販売に対する地域住民への周知のほか、リプラ祭などのイベントを通じて、再生品の購入及び活用を推進します。

(2) ごみ処理施設における資源回収の徹底

本組合では、粗大ごみ処理施設等において、金属類等の資源物を選別・回収することを継続します。ごみ焼却施設では、可燃ごみから古紙を回収し、資源回収を推進します。

(3) 有機性廃棄物資源化の検討

本組合では、生ごみや剪定枝、草木等の有機性廃棄物を資源化している取り組みやリサイクル技術動向等の情報を収集・整理するほか、民間事業者の動向を注視しながら資源化の可能性を検討します。

第6節 ごみの搬入に関する計画

1. 直接搬入ごみにおける減量化の推進

(1) 搬入確認の徹底

本組合では、直接搬入ごみを搬入する際に、内容物の確認を徹底し、適正に分別されていない場合には、搬入者に対する指導を徹底します。

(2) 事業者への指導

直接搬入される事業系可燃ごみには、資源プラスチックや紙類の混入が多々見受けられます。本組合では、搬入確認を徹底し、混入していた場合には、収集運搬業者のほか、排出事業者に対しても指導を徹底します。

2. ごみ処理に係る費用

(1) ごみ処理手数料の見直し

本組合では、ごみ排出者に対し、分別徹底等によるごみ減量化・資源化の推進及び公平な費用負担の観点から処理手数料を徴収していますが、今後のごみ処理経費の動向や税制改正及び構成市をはじめとした他自治体の動向などを踏まえ、必要に応じて、処理手数料の見直しを検討します。

(2) 家庭系ごみ有料化の調査・研究

家庭系ごみ有料化は、ごみ排出抑制や排出量に応じた負担の公平性を図るものですが、市民に新たな負担を求めることとなります。そのため、本組合では、構成市と連携し、有料化の必要性や効果及び市民生活への影響などの調査・研究を慎重に行います。

第7節 中間処理計画

1. ごみ処理施設の整備方針

(1) ごみ焼却施設

① 各施設における整備方針

富士見環境センター、新座環境センター（東工場）及び新座環境センター（西工場）の3施設の整備には、表5-2に示す、長寿命化、延命化、及び更新の3種類があります。

各施設の整備方針は、「第3章 第5節 4. ごみ処理施設の運転状況」の現状及び課題を踏まえ、以下の方針とします。

富士見環境センターは、経年劣化により処理率が低下しており、設計条件を超過する箇所も多々あり、また補修・交換が望ましい設備も多くなっています。そのため、同施設は、老朽化への対策が迫っていることから、長寿命化の方針とします。

新座環境センター（東工場）は、炉出口ガス温度が設計条件を超過することや補修・交換が望ましい設備もリストアップされていますが、処理率が95%前後の安定処理を行っています。そのため、同施設は、今後も通常の維持補修に加え、懸案設備の一部補修工事を行う延命化の方針とします。ただし、維持補修費低減のための検討を実施するものとします。

新座環境センター（西工場）は、東工場と同様、処理率が94%前後の安定処理を行っています。長寿命化した場合、発電設備の設置が可能であり、同施設だけではなく東工場での電力使用や売電による収益が得られる可能性があることから、今後の運営費削減や環境負荷（二酸化炭素排出量）削減の観点から、長寿命化の方針とします。

表5-2 整備の種類

項目	内容
長寿命化	主要設備機器の更新・補修を行い、省エネ製品への切替やインバータ化によりエネルギー効率を改善する基幹的設備改良工事を実施する
延命化	基幹的設備改良工事を行うのではなく、通常のオーバーホールや維持補修を継続し、施設を延命化する
更新	施設の建替を実施する

② 整備の優先順位

長寿命化を行う施設は、前項より、富士見環境センター及び新座環境センター（西工場）とします。富士見環境センターは、老朽化の状況から、新座環境センター（西工場）よりも緊急を要することから、富士見環境センターを先に長寿命化し、新座環境センター（西工場）を次に長寿命化するものとします。

③ 整備の時期

富士見環境センターの基幹的設備改良工事には、事務手続きとして、まず平成 30 年度に循環型社会形成推進地域計画、平成 31 年度に長寿命化総合計画策定及び工事発注仕様書を作成する必要があります。そのため、同施設の基幹的設備改良工事は、平成 32 年度から 34 年度の 3 年間とします。

新座環境センター（西工場）では、運営費削減や環境負荷（二酸化炭素排出量）削減の観点から、富士見環境センターの工事が終了する平成 35 年度以降、なるべく早い時期の実施が望ましいですが、本組合における人員体制や財政負担の平準化等に留意することが必要です。そのため、同施設の基幹的設備改良工事は、平成 36 年度から 38 年度の 3 年間とします。なお、平成 33 年度に実施する一般廃棄物処理基本計画の再改訂において、精密機能検査の結果などを踏まえ、同施設の基幹的設備改良工事に対する妥当性を最終的に検証します。

項目 (年度)		H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)	H33 (2021)	H34 (2022)	H35 (2023)	H36 (2024)	H37 (2025)	H38 (2026)
工事	富士見環境センター			■						
	新座環境センター（西工場）							■		
事務 手続 き	一般廃棄物処理基本計画				■					
	循環型社会形成推進地域計画	■					■			
	富士見環境センター									
	長寿命化総合計画		■							
	工事発注仕様書		■							
	新座環境センター（西工場）									
	長寿命化総合計画					■				
	工事発注仕様書						■			

図 5-3 整備スケジュール

④ 基幹的設備改良工事後の運転期間

基幹的設備改良工事後の運転期間は、国では 10 年以上としており、また、他事例の状況も参考に、10～15 年間とします。

⑤ 施設の統廃合・更新

本組合で保有するごみ焼却施設では、富士見環境センター及び新座環境センター（西工場）の基幹的設備改良工事後、10～15 年程度の運転を行います。新座環境センター（東工場）も含め、一般的に言われている建屋の耐用年数の目安である 50 年の観点からも、平成 50 年度（2038 年度）頃まで使用していくものとします。なお、それ以降は、ごみ処理量などを踏まえ、施設の統廃合・更新を予定しています。

(2) 資源化処理施設

富士見環境センター粗大ごみ・ビン処理施設、富士見環境センタープラスチック分別処理施設及び新座環境センター粗大ごみ切断処理施設の3つの施設においては、問題なく安定処理を継続しています。

本組合では、同3施設に対し、通常の維持補修を継続して延命化し、今後も適正処理を推進します。

2. 適正な中間処理の推進

(1) 適正な施設の維持管理

本組合では、富士見環境センター及び新座環境センター（西工場）のごみ焼却施設に対して設備・機器類を更新し、更新後も定期的な補修や点検に努めることにより、施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。また、更新を行わない新座環境センター（東工場）のごみ焼却施設、プラスチック分別処理施設及び粗大ごみ・ビン処理施設では、現状どおりの定期的な補修や点検に努め、同様に施設の適正な運営と維持管理の徹底を図ります。

(2) 環境負荷の低減

本組合では、ごみ処理施設に係る環境基準等の管理徹底に努めます。また、ごみ焼却施設においては、二酸化炭素排出量の削減など、環境負荷の低減に努めます。

(3) 民間業者との連携強化

本組合では、回収したリサイクル資源や中間処理後の残渣物を民間業者に委託して資源化していますが、今後も優れたリサイクル技術やリサイクルルートを有する事業者と連携を強化し、効率的な処理体制の構築に努め、経済性、効率性及び安全性等を踏まえた上で、資源化を推進します。

(4) 安定した処理体制の確保

本組合では、災害や事故等、不測の事態に備え、定期的に各種講習や訓練を実施することで、危機管理体制の充実・強化を図り、災害発生時におけるごみの安定的な受入体制の確保に努めます。

(5) 新技術動向の把握

本組合では、ごみの減量化・資源化に対する新技術の導入に積極的に取り組んでおり、今後も技術進歩動向を見極め、より適正なごみ処理技術が開発された場合には、導入可能性の検討を行います。

第8節 最終処分計画

1. 最終処分量の削減

本組合では、今後ごみの排出抑制、資源化及び適正な中間処理の実施などにより、最終処分量の削減を図り、環境負荷の低減及びごみ処理経費の削減に努めます。

2. 最終処分先の確保及び資源化率の向上

本組合では、ごみ焼却施設から発生する焼却残渣を外部へ委託し、埋立処分又は資源化しています。また、粗大ごみ処理施設等から発生する不燃残渣を外部に委託して埋立処分しています。

本組合では、最終処分場を保有していないことや災害発生時におけるリスク分散の観点から、最終処分の分散化を目指し、今後も民間業者の最終処分先を確保していきます。なお、焼却残渣に対しては、有効活用及び最終処分量削減のため、他の資源化方法や委託先を検討するなど、資源化率の向上に努めます。

第9節 その他の計画

1. 地球温暖化防止への対策

本組合では、平成 27 年 3 月に「第四期志木地区衛生組合地球温暖化防止実行計画」を策定しました。富士見環境センター及び新座環境センターでは、同計画に基づき、基幹的設備改良工事等による高効率機器の導入やインバータ化などにより、電気や燃料使用量を削減することで温室効果ガスの排出抑制に努めます。

2. 災害廃棄物への対策

本組合では、災害に対する危機管理体制の充実・強化を図るとともに、県や構成市と連携し、災害発生時における災害廃棄物処理の適正かつ円滑な対応方法を検討します。

3. 構成市との情報共有・連携強化

本組合では、重要な施設整備方針の決定やごみ処理に係る諸課題へ対応するため、本組合の行政会議（正副管理者会議、担当部長会議、担当課長会議等）を開催し、構成市と連携を図ったごみ処理体制を構築していきます。

第6章 計画の進行管理

第1節 施策推進体制の整備

1. 構成市・県・関係機関等との連携

本組合では、ごみ処理事業の円滑な実施に向け、構成市との連携に努めます。

また、本計画に基づく施策を推進していく上で、県、隣接自治体、関係機関などに対して協力や要請を求める場合が想定されるため、今後もこれらとの連携・協力体制の強化に努めるものとします。

2. 市民・事業者等との連携

ごみの適正処理を推進するためには、ごみの分別徹底等による排出抑制や資源化の推進が前提となることから、市民や事業者のごみ行政への理解と協力が必要不可欠です。

本組合では、ごみの排出抑制や資源化の推進に向け、市民・事業者等との連携・協力体制づくりに努めます。具体的には、市民や事業者、町内会等の地域団体、業界団体等との交流、情報交換等を推進し、相互理解や情報の共有等に基づく協働体制の構築を行うものとします。中でも、ごみを排出する市民や事業者にごみ処理に要する費用を正しく認識してもらうことは、ごみの減量への意識の向上につながります。そのため、施設見学会や説明会等を通じて、ごみ処理に伴い多くの経費を要すること、ごみの減量化や資源化の推進はごみ処理費用の削減に直結していることなどを伝え、ごみ処理の現状と課題を共有していきます。

循環型社会の構築に向けた取り組みでは、市民・事業者・行政が、それぞれの具体的な行動に結びつく情報や時事に応じた関心の高い情報を共有することが重要となっています。

第2節 計画の検証

本計画の進捗状況は、ISO14001 の手法に基づく PDCA サイクルに準拠して定期的に点検・評価を行うことにより、ごみ処理事業の継続的な改善を図るものとします。

この方法は、①策定 (Plan)、②実行 (Do)、③点検・評価 (Check)、④見直し (Action) の手順を繰り返し行うことにより、その時点における本計画の進捗状況や施策実施状況の把握、課題の抽出などを行うものです。

本組合では、毎年度、PDCA サイクルにより本計画を検証することを基本とします。検証に当たっては、各年度におけるごみ処理の状況、本計画の全体的な進捗状況、施策の実施状況などを踏まえ、目標の達成状況を点検し、評価します。なお、点検・評価に基づく結果は、各年度の「志木地区衛生組合の概要」で公表する他、本組合の広報やホームページを活用し、市民や事業者に対してごみ処理状況の情報を提供します。

本組合では、評価の結果を踏まえ、施策を見直していきます。

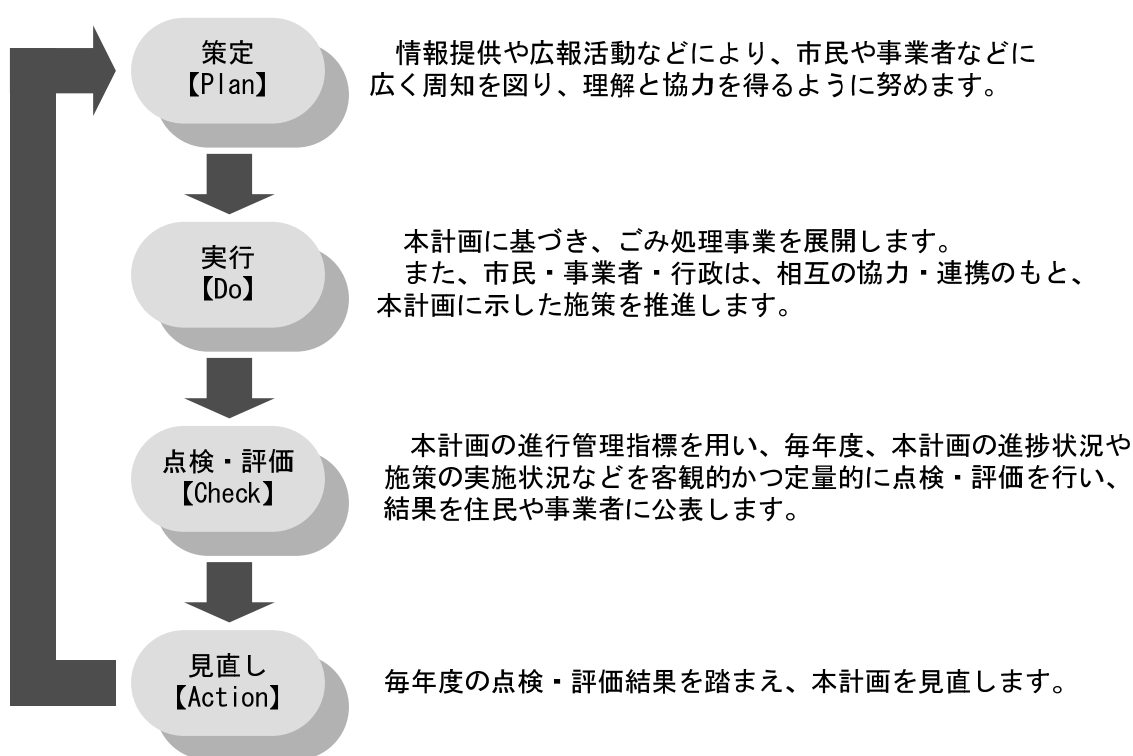


図 6-1 PDCA サイクルによる進行管理

志木地区衛生組合一般廃棄物処理基本計画

(改訂版)

発行年月：平成30年3月

編集：志木地区衛生組合

〒354-0031 埼玉県富士見市大字勝頼480番地

電話 049-254-1125 FAX 049-254-5722